

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月26日
【事業年度】	第18期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
【英訳名】	Emergency Assistance Japan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 潔
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川一丁目21番14号
【電話番号】	03-3811-8121(代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長兼IR室長 工藤 信幸
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川一丁目21番14号
【電話番号】	03-3811-8121(代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長兼IR室長 工藤 信幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	2,509,189	2,567,022	2,869,285	2,958,897	2,251,279
経常利益 (千円)	118,914	38,912	141,895	93,184	1,863
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	64,049	25,255	95,469	62,576	271
包括利益 (千円)	50,872	34,523	79,463	61,499	8,869
純資産額 (千円)	721,511	750,376	820,489	876,730	866,530
総資産額 (千円)	2,079,137	2,119,492	2,277,071	2,647,085	2,643,761
1株当たり純資産額 (円)	287.15	296.20	323.34	343.00	334.16
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	26.06	10.25	38.63	25.25	0.11
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	25.42	10.05	38.01	24.81	-
自己資本比率 (%)	34.0	34.5	35.1	32.2	31.8
自己資本利益率 (%)	9.3	3.5	12.5	7.6	-
株価収益率 (倍)	53.68	100.88	40.12	48.91	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	421,749	151,098	226,732	38,133	404,801
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	46,132	183,994	85,220	84,704	2,279
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	104,648	24,121	145,740	315,848	115,003
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	957,357	894,481	882,537	1,074,590	1,580,416
従業員数 (人)	268	265	290	299	279
(外、平均臨時雇用者数)	(27)	(25)	(30)	(38)	(41)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第18期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第17期の期首から適用しており、第16期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

5. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、嘱託社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	2,485,832	2,530,877	2,834,642	2,919,393	2,233,526
経常利益又は経常損失() (千円)	84,349	5,064	112,936	103,442	15,331
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	38,410	6,581	73,885	78,903	12,738
資本金 (千円)	303,237	303,988	304,739	306,993	312,001
発行済株式総数 (株)	2,463,600	2,468,400	2,473,200	2,487,600	2,519,600
純資産額 (千円)	536,498	524,257	588,792	662,436	648,368
総資産額 (千円)	1,881,153	1,880,685	2,046,565	2,429,726	2,409,405
1株当たり純資産額 (円)	212.05	204.58	229.65	256.85	247.56
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5.00 (-)	5.00 (-)	5.00 (-)	5.00 (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失() (円)	15.63	2.67	29.90	31.84	5.11
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 (円)	15.25	-	29.42	31.28	-
自己資本比率 (%)	27.8	26.9	27.8	26.3	25.9
自己資本利益率 (%)	7.6	-	13.8	13.1	-
株価収益率 (倍)	89.52	-	51.84	38.79	-
配当性向 (%)	31.99	-	16.72	15.70	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	176 (24)	178 (21)	188 (23)	205 (32)	197 (33)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	127.1 (100.3)	94.5 (122.6)	141.6 (103.0)	113.6 (121.7)	74.4 (130.7)
最高株価 (円)	3,645	1,794	2,200	2,927	1,850
最低株価 (円)	813	995	880	990	580

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第15期及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第15期及び第18期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第17期の期首から適用しており、第16期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

6. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、嘱託社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2【沿革】

当社グループは、2003年1月東京都文京区小石川一丁目21番14号において、Europ Assistance社（本店所在地：フランス。以下「EA社」という。）の日本法人、EA社の連結子会社として設立され（EA社の出資比率60%）、海外にいる日本人のための医療アシスタンス事業を開始いたしました。設立時に、様々な外資系の医療アシスタンス会社で医療アシスタンスサービスに従事してきた経験豊富な日本人が集まり、EA社が有する海外センター（当時世界34カ国）とEA社が提携する病院や搬送飛行機会社などアシスタンスサービスを提供する海外プロバイダー（注1）を活用し、設立当初より世界各国において医療アシスタンスサービス（注2）を提供してまいりました。

2005年6月に当社前代表取締役吉田一正等が、EA社から株式取得を行うことで資本関係を解消し、日本人による日本人のための医療アシスタンスサービス提供会社としての体制の確立を図りました。なお、当該株式取得により、EA社は日本における当該事業から完全撤退し、当社グループが当該事業を継続して行っております。

また、クレジットカード会社からの受託業務としてコンシェルジュサービス（注2）の提供、医療アシスタンス事業の一環としての官公庁関連業務の受託等、当社事業基盤を活用した新たな事業展開を積極的に進めております。

当社グループの設立から現在に至るまでの沿革は、次のとおりであります。

年月	事項
2003年1月	東京都文京区に日本エマージェンシーアシスタンス株式会社を設立（資本金24百万円）。
2003年4月	24時間体制による医療アシスタンスサービス（注2）開始。
2004年7月	米国（バージニア州）にて北中南米大陸での医療アシスタンスサービスを開始（2005年7月に法人化。Emergency Assistance Japan (U.S.A), Inc.を設立、現連結子会社）。
2004年11月	シンガポールにてアジア・オセアニアでの医療アシスタンスサービスを開始（2005年11月に法人化。Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.を設立、現連結子会社）。
2005年1月	国内損害保険会社に対し海外旅行保険付帯サービスとしての医療アシスタンスサービスの提供を開始。
	タイ国（バンコク）にてタイ国及び周辺地域での医療アシスタンスサービスを開始（2007年5月に法人化。Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.を設立、現連結子会社）。
2005年2月	イギリス（ロンドン）にヨーロッパ・アフリカでの医療アシスタンスサービス提供を事業目的としてイギリスセンターを提携の海外プロバイダー内に設置。
2005年6月	当社前代表取締役吉田一正等により、EA社が保有する全ての当社株式を取得し、EA社との資本関係を解消し、同社の連結子会社から外れる。
2005年12月	中国（北京市）に中国での医療アシスタンスサービス提供を事業目的として北京威馬捷国際旅行援助有限責任会社を設立（現連結子会社）。
2006年10月	第二次世界大戦中に日本軍によって中国国内に遺棄された化学兵器処理事業に係る医療支援サービスを内閣府から受託を受けた建設コンサルティング会社より受託（現在は内閣府と直接契約）。
2007年5月	国外クレジットカード会社との提携によるコンシェルジュサービス（注2）を開始。
2007年9月	コンシェルジュサービス強化のため、東京都より第3種旅行業を取得（東京都知事登録旅行業 第3-5955号）。
2008年4月	留学生危機管理サービス「OSSMA」のサービス提供を開始。
2010年10月	国家戦略プロジェクトである国際医療交流支援事業（外国人患者の受入れ）に関連した支援業務を経済産業省から受託を受けた国内シンクタンク会社より受託。
2011年2月	国際医療交流支援事業のサービス強化のため、外務省より医療滞在ビザの身元保証機関として認定。
2011年5月	JIPDEC（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）よりプライバシーマークの認証取得（登録番号第10862174(01)号）。
2012年3月	バングラデシュ（ダッカ）に合弁会社を設立し、バングラデシュ及び周辺地域での医療アシスタンスサービスを開始（2012年10月に事業資本を払込み、子会社化。Emergency Assistance Bangladesh Co., Ltd. 現連結子会社）。
2012年6月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場。
2012年10月	タイ国アシスタンスセンターの運営を24時間365日体制とし、東南アジアにおけるサービス提供体制を強化。
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場。
2013年9月	業務提携関係にあるHill & Associates社（H & A）とアジア地域におけるセキュリティ・アシスタンスサービス（注2）の商品を開発・販売開始。
2014年1月	イギリス（ロンドン）に事業所設置。
2014年4月	ユナイテッド・ヘルスケア・グローバル社と業務提携し、全世界でセキュリティ・アシスタンスサービスを提供開始。

年月	事項
2015年1月	イギリス事業所に提携プロバイダーの従業員全員が移籍し、イギリス事業所でイギリスにおける全業務の実施を始める。
2015年9月	国内で初めて医療渡航支援企業（注3）に認定される。
2016年3月	監査等委員会設置会社へ移行する。
2019年1月	カナダ（バンクーバー）にて医療アシスタンスサービスを開始し、北中南米大陸での営業を強化（2018年8月に法人化。EAJ Assistance Services Canada, Inc. を設立、現連結子会社）。

- (注) 1. 海外プロバイダーとは、他のアシスタンス事業者、搬送会社や葬儀会社など、当社グループがサービス提供を行うにあたり一部業務を委託する事業者を総称したものです。当社グループは発生した案件に応じて、各事業者を使い分けアシスタンスサービスを提供します。
2. 医療アシスタンスサービス、セキュリティ・アシスタンスサービス、及びコンシェルジュサービスにつきましては、3 [事業の内容] に詳細を記載しております。
3. 「医療渡航支援企業認証制度」は、日本政府の成長戦略の一環として、来日して治療を受けようとする外国人が安心して医療サービスに関する相談や受診の支援が受けられるよう、一定の基準を満たした質の高い支援サービスを提供できる企業に日本政府が「お墨付き」を与える制度です。

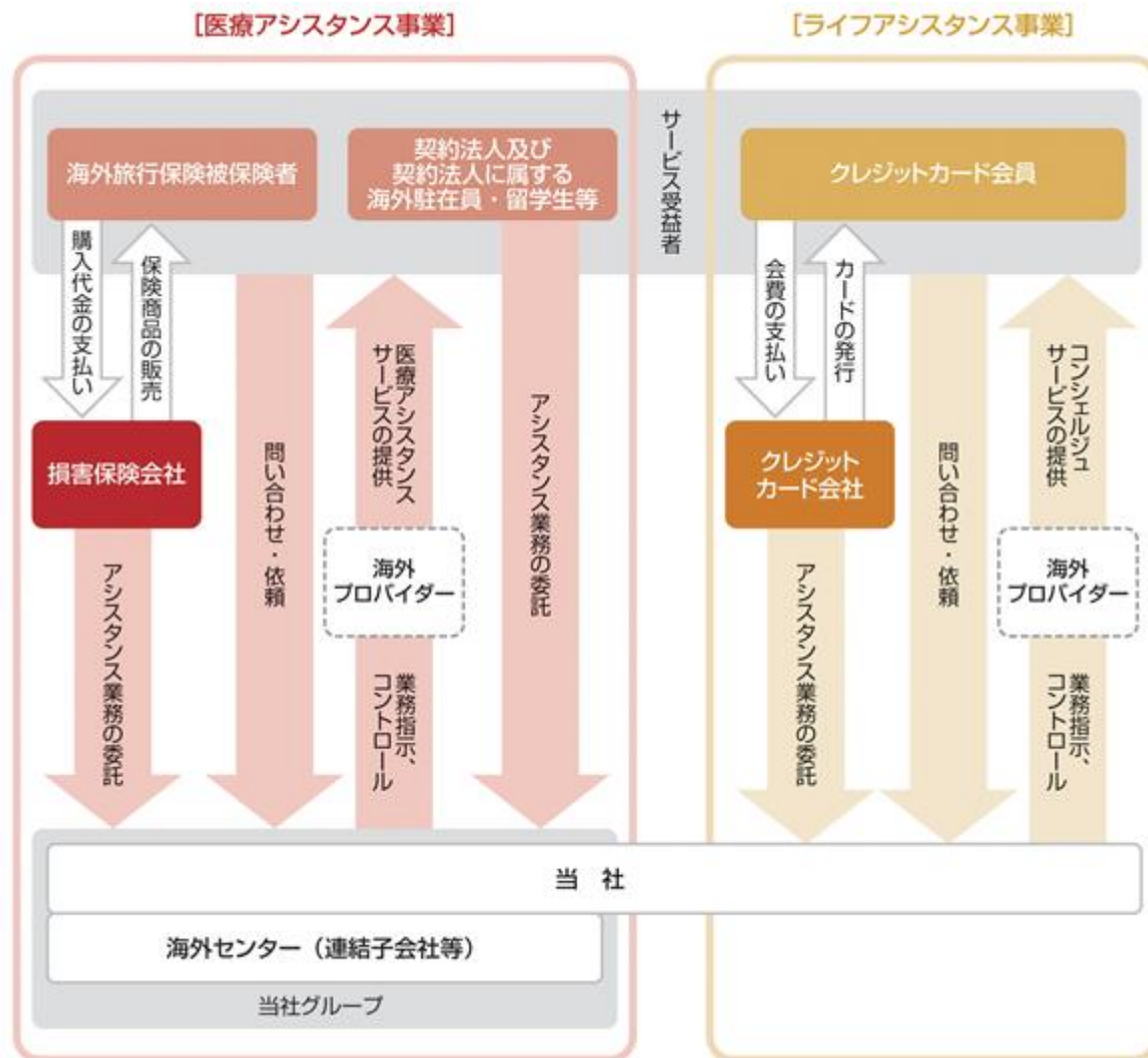
3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社により構成されております。当社グループの主たる事業は、医療アシスタンス事業及びライフアシスタンス事業であり、連結子会社は、主に医療アシスタンス事業を行っております。医療アシスタンス事業とライフアシスタンス事業はセグメント情報の区分と同一です。

当社グループが行っているアシスタンスサービスは主に国境をまたいだ環境におられるユーザーに対するサービスで、海外での問題を解決するサービス（医療アシスタンスサービス）と海外での生活をより楽しくするサービス（コンシェルジュサービス、当社グループのセグメントではライフアシスタンス事業）の両サイドをご提供しています。

【事業系統図】

当社の主な事業内容を系統図によって示すと、以下のとおりです。



当社及び海外センターがユーザーに対し直接アシスタンスサービスを提供することが基本となります。海外サービス提供者（海外プロバイダー）を使用する案件に限り、海外サービス提供者に対する当社グループからの業務の指示・コントロール、及び実費・委託料の支払いが発生します。

医療アシスタンスサービスの提供主体（当社または海外センター）は、電話発信があった地域・時間などにより変わります。

海外センターのうち、イギリスセンターは2014年から当社の事業所となっております。

後述する(2)自社展開のアシスタンスサービスの提供のうち、救急救命アシスタンスサービスはこの図には含まれておりません。

当社グループの事業内容は次のとおりです。

[医療アシスタンス事業]

医療アシスタンスサービスは、海外旅行や海外駐在、海外渡航中に病気や怪我をされたユーザーが、自国にいるときと比べて不自由なく必要な医療を受けられるように手配し、ご支援するサービスです。当社グループの世界各国に及び医療機関・医療関係者とのネットワーク網や搬送飛行機会社等の各種海外サービス提供者を活用して、国や地域を問わず、海外での受診に必要となる様々な手配を行います。例えば、アフリカやアジアの僻地にユーザーがおられる場合でも、受診が可能な地域まで航空機などを使用し搬送を行う手配をいたします。また、重症の場合は日本人医療者が現地まで出向き、日本人医療者の付き添いのもと日本まで帰国搬送をいたします。

医療アシスタンス事業は(1)海外旅行保険の付帯としてのサービス提供(損害保険会社からの受託による医療アシスタンスサービス)と(2)自社展開のアシスタンスサービスの提供に分かれます。

(主な関係会社)

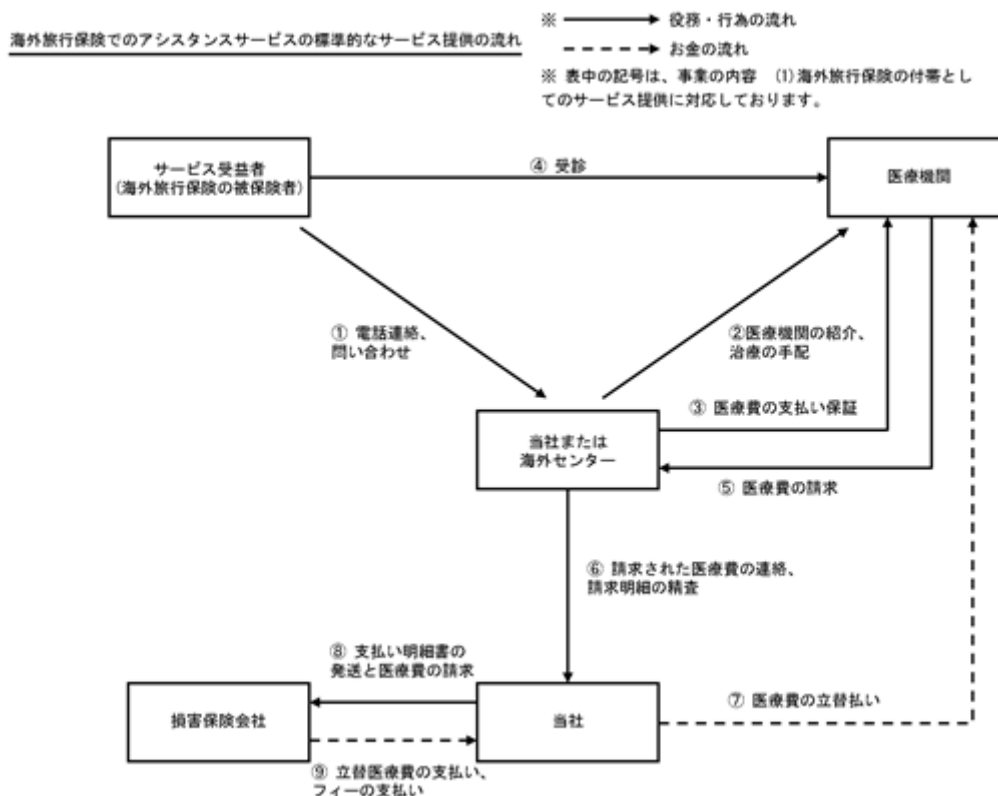
当社及びEmergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.
 Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.
 北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司
 Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.
 Emergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.
 EAJ Assistance Services Canada, Inc.

(1) 海外旅行保険の付帯としてのサービス提供

損害保険会社のサービス規約に従い、海外旅行保険加入者(被保険者)が自国外において被った怪我や病気に対して、電話での対応から受診支援、搬送に至るまでの医療に関する様々なアシスタンスサービスを損害保険会社から受託しております。当事業においては、損害保険会社より、年間契約料収入及び対応件数に応じた収入を得ております。

当社グループでは、電話発信の時間・地域ごとに当社ないし6つの海外センターにて電話受付及びサービス提供を行っており、東京本社(当社)においては、海外センターの業務時間外の受電対応に加え、重症者への対応や入院・搬送(帰国を含む)といった高度なコーディネートを専門部署が損害保険会社と連携を密にしながら24時間体制で行っております。

海外旅行保険の付帯としてのサービス提供における、標準的なサービス提供の流れを図示すると、以下のとおりとなります。



(2) 自社展開のアシスタンスサービスの提供

自社展開のアシスタンスサービスとして、以下のものがあります。

法人向け医療アシスタンスサービス

海外展開している法人や官公庁との直接契約で海外駐在者、海外渡航者の医療支援を含めた危機管理及び危機対応に関するサービスを提供しています。企業担当者と連携をとりながら、海外での安全配慮義務や従業員満足度向上政策上のニーズに沿い、現地の医療状況の調査や予防接種、健康診断の手配、病気の際の受診等の様々な医療サービスのコーディネートや旅行保険が効かない際の支援、危機管理情報の提供など、企業が海外にいる自社の社員及び家族に提供すべきサービスを、幅広く行っております。当該サービスは海外旅行保険の付帯としてのサービスとは異なり、保険適用に関係なくコーディネートをを行うアシスタンスサービスであり、契約企業より年間契約料収入及び対応件数に応じた収入を得ています。

留学生危機管理サービス

海外留学する学生及び海外から受け入れる留学生の危機管理として、医療支援をはじめ、連絡が取れない場合や行方不明時の捜索や、海外生活における身近な問題の解決支援など、幅広く留学生生活を支援するサービス「OSSMA」です。契約学校より年間契約料収入、留学生数及び対応件数に応じた収入を得ています。

セキュリティ・アシスタンスサービス

経済のグローバル化に伴い、日本企業の海外進出が増加する中、海外在勤者及び渡航者が現地で遭遇するセキュリティ・リスクが多様化・複合化・巨大化しており、専門家による危機管理体制の構築が求められております。

当社グループは2013年9月からセキュリティ・アシスタンス商品を開発・販売を始め、現在では世界展開しているリスクマネジメント専門の会社と提携し、世界中でセキュリティ・アシスタンスサービスを提供しております。海外医療アシスタンスを通じて培われた当社の危機対応能力と提携各社のセキュリティ・リスク・マネージメント能力を融合し、医療アシスタンスとセキュリティ・アシスタンスを合わせて企業のトータルリスク管理を実施します。

具体的には、契約企業は当社本社アラーム・センター内に設置する24時間365日稼働のセキュリティ回線にアクセスし、サービス提供対象国におけるセキュリティ関連事案に関して、より詳しい情報やアドバイスを現地事情に精通するセキュリティ・プロフェッショナルから受けることができます。

また、契約企業の担当者にサービス提供対象国で発生するセキュリティ関連事件（内線、革命、クーデター、政変、暴動、テロ、重大犯罪、重大事故等）の内容及び対応のためのアドバイスを簡潔かつ迅速に日本語でEメール配信します。

またオプションで現地の治安状況が悪化した際の最寄りの安全適地への緊急国外避難を支援するサービスも提供いたします。

当該サービスは契約先からの年間契約料収入を得ています。

国際医療事業(医療ツーリズム)

政府が日本の医療の国際展開を強く推進する中、当社グループはインバウンド事業（外国人患者の受入サポート等）に取り組み、日本の医療の国際展開をサポートしております。

インバウンド事業については、当社グループは外国人患者と日本の医療機関とのマッチング、医療ビザの手配、医療通訳派遣等、国内医療機関で治療等を受ける外国人に対する一連のコーディネートサービスを自社で展開しております。当社は医療滞在ビザの身元保証機関の登録第1号企業であり、日本がインバウンド事業に力を入れ始めた初期からサービス提供を実施しており、また、これまでの外国人患者の受入体制・実績が評価されて、2015年9月4日に一般社団法人Medical Excellence JAPANより、国内初の「医療渡航支援企業（1）」として認証されました。2020年現在も「ジャパン インターナショナル ホスピタルズ（2）」の医療機関の多くから指定医療渡航支援企業に選定されております。

当該事業は患者からのサービス料収入を得ています。

1「医療渡航支援企業認証制度」は、日本政府の成長戦略の一環として、来日して治療を受けようとする外国人が安心して医療サービスに関する相談や受診の支援が受けられるよう、一定の基準を満たした質の高い支援サービスを提供できる企業に日本政府が「お墨付き」を与える制度です。

2「ジャパン インターナショナル ホスピタルズ」は、一般社団法人Medical Excellence Japanが日本の医療機関に海外からの渡航受診の受入を促進するため、渡航受診者受入に意欲と取組のある病院を設定したものです。

救急救命アシスタンスサービス

国内外の要医療サービス地に健康危機管理、救助・救急のサービスを提供するとともにエマージェンシー教育などのサービスを提供します。

また、救急救命士や看護師が現地プラント、僻地サイトに常駐して現地医療体制を構築し、緊急時の救急対応に加え、日常の健康見守りを実施して傷病の発生を未然に防止するプロジェクト型の救急救命アシスタンスサービスをこれまで官公庁事業で提供してきましたが、これを「EAJプロジェクトアシスト」としてパッケージ化し、民間企業に向けて提供開始しております。当該サービスは契約先企業からの契約料収入を得ています。

訪日・在日外国人向け緊急対応型医療アシスタンス事業

海外からの訪日外客数や一定期間日本に定住して就労する外国人の数が増加し、日本国内で外国人に病気や怪我など不測の事態が起こった場合のスムーズな医療提供が大きな課題となりつつあるなか、厚生労働省より外国人診療に関する「ワンストップ相談窓口事業者」に選定され、全国の医療機関からの相談対応業務を開始いたしました。これに続き、大阪府ほか地方自治体より平日昼間のワンストップ窓口業務を受託し業務を開始いたしました。今後、地方自治体や医療機関との外国人患者受入に関する連携の一層の強化を目指します。

[ライフアシスタンス事業]

ライフアシスタンス事業では、現在クレジットカード会社からカード会員に対するコンシェルジュサービス（レストランの予約やイベントチケット等の取得等）を受託しております。

当該事業で提供しているコンシェルジュサービスとは、医療アシスタンスサービスが病気、怪我をはじめとした緊急事態に対応するサービスであることに対して、「より気持ちよく、より楽しい」海外での生活を楽しんでいたためのお手伝いをするサービスです。

当該事業は、クレジットカード会社からの年間契約料収入を主たる収入としています。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	米国 バージニア州	150,000 USドル	医療アシ スタンス事業	100.0	・医療アシスタンス事業の業務委託関 係(北中南米でのサービス提供) ・役員の兼任2名
(連結子会社) Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	165,000 シンガポ ールドル	医療アシ スタンス事業	100.0	・医療アシスタンス事業の業務委託関 係(アジア地域(中国とタイ国を除 く)でのサービス提供) ・役員の兼任1名
(連結子会社) 北京威馬捷国際旅行 援助有限責任公司	中国 北京市	250,000 USドル	医療アシ スタンス事業	100.0	・医療アシスタンス事業の業務委託関 係(中国でのサービス提供) ・役員の兼任2名 ・従業員の出向1名
(連結子会社) Emergency Assistance Thailand Co., Ltd. (注)2	タイ国 バンコク	7,000,000 バーツ	医療アシ スタンス事業	100.0 (5.7)	・医療アシスタンス事業の業務委託関 係(タイ国でのサービス提供) ・役員の兼任1名
(連結子会社) Emergency Assistance Bangladesh Co., Ltd. (注)3	バングラデシュ ダッカ	10,000,000 タカ	医療アシ スタンス事業	51.0	・国際医療交流支援サービスの業務委 託関係(バングラデシュにおけるプロ モーション事業及びインバウンドサー ビスの提供)
(連結子会社) EAJ Assistance Services Canada, Inc. (注)4	カナダ バンクーバー	620,000 カナダドル	医療アシ スタンス事業	100.0	・医療アシスタンス事業の業務委託関 係(北米でのサービス提供) ・役員の兼任2名 ・従業員の出向1名

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 「議決権の所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数となっております。

3. Emergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.は、現在清算手続き中であります。

4. 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
医療アシスタンス事業	202	(25)
ライフアシスタンス事業	50	(10)
全社(共通)	27	(6)
合計	279	(41)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、嘱託社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員数を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
197 (33)	40.6	6.4	4,116

セグメントの名称	従業員数(人)	
医療アシスタンス事業	120	(17)
ライフアシスタンス事業	50	(10)
全社(共通)	27	(6)
合計	197	(33)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、嘱託社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針・経営戦略等

会社の経営の基本方針

当社グループのサービスは日本人の視点に立った、細やかな「ジャパンスターダート」のアシスタンスです。グローバル化が進む今日、日本人のお客様のみならず世界のお客様へ一人一人の気持ちになって真に求められているサービスを提供していく必要があると考えております。

新型コロナウイルス感染症の収束後は、お客様が世界のあらゆる場所で活躍される機会が増えるとともに、慣れない場所での自然災害や、テロなど予期しない出来事に遭われる可能性が高まります。また今般の新型コロナウイルス感染症のような新たなパンデミックが起こる可能性も十分に考えられます。このような事態に迅速に対応するために、世界の隅々までサービスを提供できるオペレーション能力の向上とサービス体制を構築し、なおかつ変化に柔軟に対応できる仕組み作りと、サービスのより一層の質の向上のための設備投資及び社員教育を行ってまいります。

また、これまでの医療アシスタンス（いわば困った人を助ける事後提供型サービス）の提供だけにとどまらず、困った事態を避けるための事前提供型サービスも取り入れた「健康&医療（ヘルスケア）」事業を幅広く提供する会社への構造転換も目指してまいります。

中長期的な会社の経営戦略

成長シナリオを進めていくために、環境の変化に影響を受けることなく安定した利益の確保ができる企業体質の確立が経営の重要課題であると認識しており、以下の施策を実践してまいります。

(医療アシスタンス事業)

新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、当社グループの主力事業である海外旅行保険及びクレジットカードに付帯するアシスタンス事業の一層の拡充を目指します。顧客への世界最高品質のサービス提供を追求することで顧客満足度の一層の向上を図り、高い信頼を得ることが目標です。加えて、国内外の医療機関とのより一層の関係強化を図り、顧客に対して信頼性が高く、よりきめ細かい医療アシスタンスサービスを提供してまいります。

また、医療アシスタンスサービスだけでなく、昨今のテロやデモ・暴動など、世界各国において多様化、高度化、複雑化するセキュリティ・リスクへの対応が求められております。このニーズに対応し、当社グループは医療アシスタンスとセキュリティアシスタンスをセットとしたサービスによる「トータルリスク管理」を支援していきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の収束後は、日本医療の国際展開を支援・促進する事業において、外国人患者の受入支援事業を中心に着実な売上増加を見込んでおります。当社は「ジャパン インターナショナル ホスピタルズ」の中の多くの医療機関が利用する「医療渡航支援企業」にも指定されていることで認知及び信頼を獲得しており、訪日医療患者の数も一層増加していくことが予想されます。

また、救急救命アシスタンス事業は、民間企業等が海外の僻地で取り組む大規模建設工事現場にサイトクリニックを設置し、医師・看護師・救急救命士が常駐して現地医療体制を構築し、病人や怪我人の対応を行うサービス（EAJプロジェクトアシスト）を展開しております。世界的な新型コロナウイルス感染症の影響を受け、現場サイトでの新型コロナウイルス感染症への感染予防・感染対策を行う日本人医療者派遣の需要が拡大し、2018年より受注しているバングラデシュ事業の他に、アフリカでの事業も新規に獲得しました。これらの事業でのノウハウを蓄積し、今後のプロジェクトアシスト事業の拡大、成長を目指します。

(ライフアシスタンス事業)

ライフアシスタンス事業については、これまでに培ったノウハウや既存顧客から獲得している高い信用を生かし、高品質のサービス提供を武器に事業拡大を進めます。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、事業の継続的な拡大を通じて、企業価値を向上させていくことを経営の目標としております。経営指標としては利益の確保に加え、現金の動きを把握するキャッシュ・フロー経営を重視するとともに、資本効率の観点から、ROE（自己資本利益率）向上による企業価値の増大に努めてまいります。また、配当について、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案のうえ、安定配当の継続に努めてまいります。

(3) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

経営環境

2021年度の当社グループの事業環境を展望すると、新型コロナウイルス感染症拡大に収束の目途は立っておらず、海外における外出自粛要請やロックダウン等の実施が続き、日本と海外諸国との渡航往来も引き続き制限されている状況下において、新型コロナウイルス感染症の収束時期を見通すことは困難であり、海外との渡航往来の再開がいつから、どのような規模で再開されるかなど不透明な状況が続いております。

このような環境において、当社グループの主力事業である医療アシスタンス事業におけるアウトバウンド事業、インバウンド事業ともに先行きの予測が困難な状況であります。この新型コロナウイルス感染症拡大の影響による業績の悪化は、長期化する可能性が高いとの保守的な観点から、2021年度の当社グループの業績見通しは極めて厳しい状況が続くものと予想されます。

優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

こうした危機的な逆境の下においてなお収益を確保し、中長期的な成長を図っていくために喫緊の課題への対応として、各組織とも売上の向上とコスト削減に全力を挙げ、外部環境の変化に影響を受けることなく安定した利益を確保することができる企業体質の確立に向けて一丸となって取り組んでまいります。

併せて、近い将来に向けては、これまでの医療アシスタンス（いわば困った人を助ける事後提供型サービス）中心の事業構造を改め、困った事態を避けるための事前提供型サービスも取り入れた「健康&医療（ヘルスケア）」事業を幅広く提供する会社への構造転換を目指してまいります。

経営方針・経営戦略の基本方針に基づき、成長シナリオを進めるための経営戦略上の施策に関連して上述の喫緊の課題への対応の具体的な施策として、2021年度は主として以下の重点事業目標を掲げ、優先的な事業推進に取り組んでまいります。

(主な重点事業目標)

- a. 既存事業の抜本的効率化継続
 - ・全組織が業務量に見合った勤務体制へ
 - ・全組織の無駄、リスクの徹底した洗い出しと改善
 - ・情報管理の改善
 - ・オペレーション推進体制の見直し
- b. 新型コロナウイルス感染症特需の確保と確実な実施
 - ・オリンピック・パラリンピックサポート業務
 - ・海外の僻地（大規模建設工事現場サイトクリニック）への医療者派遣事業
 - ・提携医療機関と連携したPCR検査事業等
- c. ヘルスケア等、将来を見据えた事前提供型サービス事業拡大への取り組み
- d. 既存事業の契約拡大
 - ・コーポレート契約、OSSMA契約のさらなる拡大
 - ・新規損保契約の獲得
 - ・医療ツーリズムのさらなる拡大
- e. 従業員の働き甲斐、やり甲斐づくり施策（従業員エンゲージメント）の継続実施
 - ・多様な働き方を支援する施策の検討、導入
 - ・各組織の成果を実感できる新たな指標（KPI）の導入
 - ・給与・賞与への業績連動制の一部導入

また、外部環境の変化に迅速、柔軟に対応するために健全性を重視した財務基盤の強化を図ってまいります。

なお、財務基盤の強化に係る基本的な考え方及び施策等の状況につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容及びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報」に記載のとおりであります。

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの開発および接種の開始により、経済活動の制限が徐々に緩和され、世界的な景気悪化からの回復とともに当社グループの業績の回復が期待されますが、新型コロナウイルス感染症拡大による今後の当社グループへの影響をしっかりと見極めつつ、適宜計画の見直しと必要な施策を実施してまいります。

当社グループは、医療アシスタンスサービス提供事業者として、新型コロナウイルス感染症と最前線の現場で戦う医療従事者の皆様に感謝し、新型コロナウイルス感染症が一刻も早く収束し、株主の皆様、そして世界人類に安息と平和が訪れますことを衷心より祈念いたします。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、継続的な事業活動に影響を及ぼすおそれのあるあらゆるリスクを未然に防止、軽減し経営基盤の安定化を図るとともに、万一これらのリスクが顕在化した場合に迅速かつ的確に対応するため、リスク管理基本規程を定め、全体的なリスク管理を推進する組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する社内教育・啓蒙策の企画および実施、経営上重要なリスクの抽出・評価・見直しの実施、対応策の策定、管理状況の確認を定期的に行っております。

また、法務及びコンプライアンスに係るリスク管理につきましては、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメントの体制強化を推進しております。

なお、以下の各リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため記載しておりません。

(1) 特に重要なリスク

在外駐在者、海外渡航者数の急激な減少について

当社グループの中核的な事業は、主に海外駐在者、海外渡航者に対するアシスタンスサービスの提供であります。そのため、国内外の不況、急激な円安、海外の政情不安や治安悪化、地域紛争、戦争、航空運賃の高騰、今般の新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックや伝染病の流行により、海外駐在者、海外渡航者数が急激に減少した場合、アシスタンスサービス提供数が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特に新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により、日本と海外諸国との往来は依然として制限されており、海外駐在者、海外渡航者の大幅な減少は、避けられない状況が続いております。この非常事態が長期化する可能性も想定され、その場合、当社グループの経営成績に対する悪影響が継続するリスクがあります。

官公庁からの受託業務に係るリスクについて

官公庁からの受注事業であるワンストップ相談窓口事業等につきましては、官公庁からの発注は一般競争入札にもとづいており、当社グループが落札できない場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、計画どおりに予算が執行されず受託業務が減少した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の漏洩について

当社グループは、業務の性質上多数の個人情報を保有しており、いわゆる個人情報保護法に定める「個人情報取扱事業者」に該当し、個人情報の取扱いに関して一定の義務を負っており、「プライバシーマーク」を取得するとともに、個人情報保護関連の諸規程を整備し運用するなど、社内の管理体制には万全を期しております。また、特に要配慮個人情報を扱う部署への入室資格者の制限とビデオカメラ撮影による記録の保存、自社サーバ内のデータへのアクセス権限の厳格な管理、従業員への定期的な個人情報保護関連研修などを実施しております。しかしながら、想定外の理由により万一個人情報が外部へ漏洩するような事態が発生した場合には、当社グループの信頼低下による大口顧客の契約解除、業務範囲の縮小による売上の減少や損害賠償による費用の発生などにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルについて

当社グループの基幹業務システムのトラブルを防止及び回避するために、データベースサーバ及びWEBサーバを外部のデータセンターに設置し、冗長化や定期的なバックアップ等を実施しております。しかしながら、万一予期せぬ大規模災害や人為的な事故等によるシステムトラブルが発生した場合には、システム改修費用や損害賠償等の費用発生により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

立替金について

当社グループでは、医師・医療機関への事前の支払のため保険会社等に対する立替金が発生し、事業拡大に伴いその金額も大きくなる傾向があります。保険会社に対する立替は、信頼ある保険会社との間の契約に従い実施しているものであり、回収にかかるリスクは限定的と考えております。また、保険会社以外につきましては、原則、顧客より予想される立替金額を上回る前受金を収受するか、もしくは信用ある法人に対しては当社の与信管理基準に従いつつ、顧客から支払い確約書入手した上で行う等の対応を行っております。しかしながら、万が一多額の立替金の回収遅れや回収不能な事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 重要なリスク

法令・規制の変更について

現在、当社グループが関連する業界においては特定の許認可制度などはないものの、今後、新たな自主規制が設けられたり、公的、準公的資格の取得が義務付けられたりする可能性があります。当社グループの想定を超えた法的規制及び自主規制等が設けられた場合、当社グループのビジネスモデル等に影響を及ぼす可能性があります。そのため、業界動向等については十分に注意を払ってまいります。

人材の確保及び育成について

医療アシスタンス事業における二カ国語以上を話すスキルと医療や保険などに関する深い知識を持ったアシスタンスコーディネーター及びライフアシスタンス事業における、二カ国語以上を話し、且つコンシェルジュサービスに関する豊富な知識と経験を持つ従業員は、当社グループの重要な資産であります。しかし、サービス提供に必要な人材が早期に確保・育成できなかった場合には事業展開の速度に影響を及ぼす可能性があります。そのため、年齢、性別にこだわらず間口を大きく広げた採用活動や内部での研修強化により人材の確保と育成に努めています。

カントリーリスクについて

当社グループでは、現在、米国、中国、タイ国、シンガポール、バングラデシュ、カナダに子会社、英国に支店を置き、世界各国をサービス提供エリアとした事業展開を行っております。そのため、これらの国々で軍事クーデター、内乱・大規模な騒乱、国家経済の破綻、法的制度の大幅な変化などが生じた場合、当社グループの業務執行に影響が生じる場合があります。また日本人の海外滞在者の多い地域や全世界を範囲とするような上記の事象が生じた場合にも、海外渡航者数の減少により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害について

重大な自然災害が発生し当社の事業所が被災した場合には、円滑な業務遂行に影響が出ることは避けられず、その結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。そのため、このような場合に備えて日本と海外の7カ国に設置しているアシスタンスセンター間を結ぶ高機能電話システムを導入し、特定のセンターが被災して受電できなくなっても、他センターで受電し顧客への通常サービスを提供できる体制としています。また、日本に設置して海外センターと共同で使用するコンピューターサーバーは万全の安全対策を施した外部のサーバーセンターに設置し、高機能電話システムと合わせて被災時にも顧客への通常サービスを提供できる体制を整えています。

訴訟・クレームに関するリスクについて

これまで当社グループが国内外で行っている事業に関連した重要な訴訟は発生しておりませんが、万一当社グループの提供するサービス等をめぐる重要な訴訟やクレーム等が発生した場合には当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があるため、適切な保険の付帯等によりリスクヘッジ策を講ずるとともに、有力弁護士をかかえる法律事務所と顧問契約を締結し、適切なアドバイスを得て、こうしたリスクの顕在化防止に注力しています。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、2020年に入り、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、国民生活に多大なる影響が生じ、景気は急速に悪化し、極めて厳しい状況になっております。

日本と海外諸国との渡航往来も制限されている状況下において、当社グループの主力事業である医療アシスタンス事業（アウトバウンド事業）においては、サービス提供数が2020年2月以降、大幅に減少したままとなっており、売上高が前年比で大きく減少しております。インバウンド事業におきましても同様に、海外から日本に來られる外国人数の大幅な減少により、日本における医療アシスタンスサービスの提供機会が大きく減少しております。

上記の事情によりアウトバウンド事業、インバウンド事業ともに売上高が前年比で大きく減少する結果となっております。

一方、救急救命アシスタンス事業につきましては、現場サイトでの新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染対策等に従事する日本人医療者派遣の需要が高まり、これまで行ってきたバングラデシュでの事業の他にアフリカでの事業も新たに受注し、売上に貢献しています。

とはいえ米国や欧州ならびに日本における感染再拡大により、海外との渡航往来がいつから、どのような規模で再開されるかなど不透明な状況が続いており、先行きの予測が困難な状況に至っております。

当社グループの主要事業の業績に影響を与える海外出国日本人数につきましては2020年通年では前年比84.2%減の3,174千人と大幅な減少となりました（日本政府観光局（JNTO）調べ）。

海外からの訪日外客数についても前年比87.1%減の4,115千人となりました（日本政府観光局（JNTO）調べ）。

当社グループの主要業務である海外における日本人顧客向けの医療アシスタンスサービスにとって海外出国者数の大幅な減少は致命的であり、海外旅行保険の付帯サービス、留学生危機管理サービス共に売上が減少しました。また訪日外客数の減少により、医療ツーリズム、訪日外国人向け緊急医療アシスタンスサービスにつきましても、大きな影響を受けております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,251百万円（前期比23.9%減）と減収になりました。

一方で、費用につきましては、主に人件費等の固定費を中心にコスト抑制に努めたことや雇用調整助成金の收受もあり、当連結会計年度の売上原価は1,777百万円（前期比22.3%減）、販売費及び一般管理費は456百万円（前期比21.1%減）となり、営業利益は17百万円（前期比81.4%減）、経常利益は1百万円（前期比98.0%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は0百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益62百万円）となりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。

（医療アシスタンス事業）

a．海外旅行保険の付帯サービス

海外旅行保険の付帯サービスに関しましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けて、海外出国者数の大幅な減少という最悪な環境のもとで、多くのサービスの提供対象が海外現地に留まっている日本人に対してのみに限られており、殆どのサービスの提供機会が激減し、売上高が前年比で大きく減少しております。

b．法人向け医療アシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービス

当社グループは医療アシスタンスサービスとセキュリティ・アシスタンスサービスを法人に、留学生危機管理サービスとセキュリティ・アシスタンスサービスを大学等の学校法人に提供しております。留学生危機管理サービスにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて留学がほぼ中止されたため、売上が大きく減少しましたが、法人向け医療アシスタンスサービス、セキュリティ・アシスタンスサービスについては、前年比で売上高は増加しました。

c．救急救命アシスタンスサービス

救急救命アシスタンスサービスは、民間企業等が海外の僻地で取り組む大規模建設工事現場にサイトクリニックを設置し、医師・看護師・救急救命士が常駐して現地医療体制を構築し、病人や怪我人の対応を行う事業「EAJプロジェクトアシスト」です。

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、現場サイトでの新型コロナウイルス感染症への感染予防・感染対策を行う日本人医療者派遣の需要が拡大し、2018年より受注しているバングラデシュでの事業を順調に運営すると共に、アフリカでの事業も新規に獲得しました。これらの事業でのノウハウを蓄積し、今後のプロジェクトアシスト事業の拡大、成長につなげてまいります。

d．国際医療事業（医療ツーリズム）

国際医療事業（医療ツーリズム）につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により海外からの外国人の入国が制限された事により、前年比で売上が大きく減少しました。

e．訪日・在日外国人向け緊急対応型医療アシスタンス事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、海外からの訪日外客数の大幅な減少に伴い、日本国内で外国人に病气や怪我など不測の事態が起こった場合の医療アシスタンスサービス提供の機会は大幅に減ったものの、厚生労働省の外国人診療に関する「ワンストップ相談窓口事業」については、昨年に引き続き順調に運営を致しました。

これらの結果、医療アシスタンス事業の売上高は1,674百万円（前期比30.1%減）、セグメント利益は62百万円（前期比82.8%減）となりました。

（ライフアシスタンス事業）

ライフアシスタンス事業につきましては、昨年度に引き続き既存顧客への堅実なサービス提供が評価されており、また年間契約料ベースでの売上のため、昨年実績と同等の結果となりました。

この結果、ライフアシスタンス事業の売上高は577百万円（前期比2.2%増）、セグメント利益はコスト削減の効果もあり274百万円（前期比98.9%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ505百万円増加し、1,580百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・インフローは、404百万円（前連結会計年度は38百万円のキャッシュ・アウトフロー）となりました。この主な要因は、減価償却費77百万円の計上、売上債権86百万円の減少、仕掛品17百万円の減少、立替金277百万円の減少、前払金70百万円の減少、未払金52百万円の減少、前受収益54百万円の減少、前受金131百万円の減少、預り金139百万円の増加であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・アウトフローは、2百万円（前連結会計年度は84百万円のキャッシュ・アウトフロー）となりました。この主な要因は、定期預金の預入による支出20百万円、定期預金の払戻による収入13百万円、有形固定資産の取得による支出5百万円、無形固定資産の取得による支出10百万円、貸付金の回収による収入22百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・インフローは、115百万円（前連結会計年度は315百万円のキャッシュ・インフロー）となりました。この主な要因は、短期借入金137百万円の増加、長期借入金の返済による支出24百万円、株式の発行による収入10百万円、配当金の支払12百万円であります。

生産、受注及び販売の実績

（生産実績）

当社グループはアシスタンス業務の提供を主たる事業として行っており、生産に該当する事項はありません。

（受注実績）

当社グループの主たる事業であるアシスタンス業務の提供は、提供するサービスの性格上、受注の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(販売実績)

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前年増減比(%)
医療アシスタンス事業 (千円)	1,674,085	30.1
ライフアシスタンス事業(千円)	577,194	2.2
合計 (千円)	2,251,279	23.9

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
損害保険ジャパン株式会社 (注) 3	1,383,130	46.7	858,867	38.2
American Express International Inc.	362,953	12.3	424,486	18.9

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 損害保険ジャパン株式会社の企業集団に属するEndurance Services Limitedへの販売高を集約して記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は次のとおりであります。

(売上高)

当社グループの売上に対する新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては、第2四半期から顕在化し、特に医療アシスタンス事業のうちサービス提供数に応じた変動的な売上体系となっているサービスプロダクトに係る売上高が大きく低迷する多大な影響を受けております。

この結果、売上高は前年比23.9%減の2,251百万円となりました。

(営業利益)

売上原価は主に人件費等の固定費を中心にコスト抑制に努めたことや雇用調整助成金の收受もあり、1,777百万円(前期比22.3%減)となりました。

なお、販売費及び一般管理費は456百万円(前期比21.1%減)となりました。

以上の結果、営業利益は17百万円(前期比81.4%減)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

営業外収益に特筆すべき計上はありませんが、営業外費用において為替差損13百万円(前期比333.3%増)を計上しました。また、特筆すべき特別利益及び特別損失の計上はありません。

この結果、親会社株主に帰属する当期純損失は0百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益62百万円)となりました。

(財政状態)

当連結会計年度末の総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ3百万円減少し、2,643百万円となりました。主な増減要因としては、現金及び預金513百万円の増加、売掛金88百万円の減少、仕掛品17百万円の減少、立替金278百万円の減少、有形固定資産44百万円の減少、無形固定資産20百万円の減少がありました。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ6百万円増加し、1,777百万円となりました。主な増減要因としては、短期借入金136百万円の増加、預り金151百万円の増加、未払金53百万円の減少、前受収益54百万円の減少、前受金131百万円の減少、長期借入金19百万円の減少がありました。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ10百万円減少し866百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失0百万円及び剰余金の配当12百万円により、利益剰余金318百万円（前期比12百万円減）を計上したことによるものです。

以上の結果、当連結会計年度末における自己資本比率は31.8%（前期比0.4ポイント減）となりました。

自己資本比率の低さについては、医療機関に対して立替払いを実施するため、ビジネス拡大をするにつれて借入が増えるビジネスモデルとなっているためです。

また、重要な経営指標である自己資本利益率を高めるために、より高収益体質へと転換を図ってまいります。

なお、今後の見通しにつきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

また、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

（医療アシスタンス事業）

医療アシスタンス事業においては、当社グループの主要業務である海外における日本人顧客向けの医療アシスタンスサービスについて、海外出国日本人数が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、前年比で激減したことにより、サービス提供数に応じた変動的な売上体系である海外旅行保険の付帯サービス、留学生危機管理サービス共に大きく低迷しました。また、訪日外客数も同様に前年比で激減したことにより、医療ツーリズム、訪日・在日外国人向け緊急医療アシスタンスサービスにつきましても、大きく低迷しました。

このような予期せぬ外部環境の変化による影響を受け、当連結会計年度の医療アシスタンス事業の売上高は、前期比30.1%減の1,674百万円、セグメント利益は、前期比82.8%減の62百万円の結果となりました。

（ライフアシスタンス事業）

ライフアシスタンス事業においては、年間契約料ベースの固定的な売上体系のため、新型コロナウイルス感染症拡大による直接的な影響を受けることはなく、顧客からの信頼の厚い高品質なサービスを提供したことにより、昨年実績と同等以上の結果を得ることができました。

当連結会計年度のライフアシスタンス事業の売上高は、前期比2.2%増の577百万円、セグメント利益は、コスト削減の施策が奏功し、前期比98.9%増の274百万円の結果となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

（キャッシュ・フローの状況の分析）

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フロー404百万円を得たことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による業績動向や財務リスクへの備えとして短期借入金137百万円の資金調達を行ったことなどにより、当連結会計年度末時点で1,580百万円の十分な水準の手元流動性を確保しております。

（資本の財源及び資金の流動性）

当社グループの当連結会計年度の資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

a．基本的な財務戦略及び経営資源の配分に関する考え方

当社グループは、財務基盤の強化に努め、自己資本比率を一般的な水準である30%以上を維持するとともに、成長のための投資資金の確保を実現するため、投資計画と立替資金及びリスク対応の留保分を考慮したうえで保有すべき現預金水準を概ね8～10億円程度以上と設定し、適正なレンジでの手元流動性を維持しております。

b．資金需要の内容

当社グループは、主力事業である医療アシスタンスサービスにおいて、医療機関に対して立替払いを実施するため、また事業規模の拡大と収益源の多様化を求めるために必要に応じて資金調達を実施いたします。

c．資金調達の方法

当社グループは、投資のための資金調達は基本的には銀行からの固定金利での長期借入金によっております。

また、機動的な資金確保のため取引銀行10行と当座貸越契約を締結し、適正な水準の手元流動性を確保しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり、売掛金等に対する貸倒引当金及び資産・負債の報告数値並びに財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる判断や見積りを行っております。従って、実績がこれらの見積り額と異なることで結果として連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りにつきましては「第5 経理の状況
1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の注記事項(追加情報)に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(当社)	損害保険ジャパン株式会社	相手方の海外旅行保険を購入した顧客(被保険者)へのアシスタンスサービスの提供	2020年2月1日より2021年1月31日まで(以降1年ごとの自動更新)
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(当社)	海外のプロバイダー	相手方は当社コーディネーターの指示に従い顧客へのサービスを提供する。	原則として1年ごとの自動更新
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社(当社)	国内外の協力病院	相手方がキャッシュレスサービスを提供する。(注)	原則として1年ごとの自動更新

(注) 相手方が提供するサービスは以下のとおりです。

キャッシュレスサービスの提供(当社が契約した個人又は当社と契約した法人とアシスタンスサービスの契約を締結した個人が医療機関で支払いをすることなく受診できるサービス。当社は医療機関に対し医療費の立替払いを行います。キャッシュレスサービスに対する医療機関への役務提供料等の支払いはありません)。

5【研究開発活動】

当社グループは、研究開発活動は実施しておりませんので該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、医療アシスタンス業務の充実及び業務効率向上等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。当連結会計年度の設備投資額（有形固定資産及び無形固定資産の取得価額）は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度
医療アシスタンス事業	13,631千円
ライフアシスタンス事業	-
計	13,631
消去又は全社	1,314
合計	14,946

医療アシスタンス事業では、主に医療アシスタンス業務における基幹業務システムに10,000千円の設備投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	器具及び 備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都文京区)	医療アシスタンス事業・ ライフアシスタンス事業	コーディネート センター設備・ 事務所	23,754	24,809	48,246	770	97,580	191 (28)
イギリス支店 (United Kingdom)	医療アシスタンス事業	事務所	5,911	3,768	189	-	9,869	6 (5)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」はソフトウェア仮勘定であります。

2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、嘱託社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

3. 主要な賃借している設備は本社建物であります。年間賃借料は77,397千円及び土地面積は1,628.29㎡であります。

(2) 在外子会社

2020年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物 (千円)	器具及び 備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	EJUS (米国 バージニア州)	医療アシス タンス事業	コーディネー トセンター設 備・事務所	1,063	5,732	-	-	6,795	6 (6)
Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	EJS (シンガポール シンガポール)	医療アシス タンス事業	コーディネー トセンター設 備・事務所	693	2,731	-	-	3,424	3 (2)
北京威馬捷 国際旅行援助 有限責任公司	EJC (中国 北京 市)	医療アシス タンス事業	コーディネー トセンター設 備・事務所	1,841	17,211	6,574	-	25,626	36 (-)
Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.	EJT (タイ国 バンコク)	医療アシス タンス事業	コーディネー トセンター設 備・事務所	-	10,504	-	-	10,504	24 (-)
Emergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.	EJB (バングラデ シュ ダッカ)	医療アシス タンス事業	国際医療交流 支援サービス 事務所	-	-	-	-	-	2 (-)
EAJ Assistance Services Canada, Inc.	EJCA (カナダ バンクー バー)	医療アシス タンス事業	コーディネー トセンター設 備・事務所	10,228	6,670	4,238	-	21,138	11 (-)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、嘱託社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員数を()外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,304,000
計	8,304,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年3月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,519,600	2,519,600	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株 であります。
計	2,519,600	2,519,600	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第4回新株予約権（2015年3月25日開催の定時株主総会決議及び2015年8月14日開催の取締役会において決議）

区分	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
新株予約権の数(個)	108(注)1	108(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 9	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,600(注)1、2、5	21,600(注)1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,370(注)3、5	1,370(注)3、5
新株予約権の行使期間	自 2017年8月18日 至 2025年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,370(注)5 資本組入額 685(注)5	発行価格 1,370(注)5 資本組入額 685(注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)、使用人またはこれに準ずる地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職及び新株予約権の行使により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、割り当てる新株予約権の目的となる株式数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使の条件
当該新株予約権の行使条件に準じて決定する。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部又は一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。
当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合。
5. 2015年8月14日開催の取締役会決議により、2015年9月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（2018年3月28日開催の定時株主総会決議及び2018年5月18日開催の取締役会において決議）

区分	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
新株予約権の数(個)	100(注)1	100(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注)1、2	10,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,043(注)3	1,043(注)3
新株予約権の行使期間	自 2020年5月22日 至 2028年2月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,043 資本組入額 522	発行価格 1,043 資本組入額 522
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役(監査等委員である取締役含む。)、使用人またはこれに準ずる地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職及び新株予約権の行使により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、割り当てる新株予約権の目的となる株式数に準じて決定する。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ヘ 新株予約権の行使の条件
当該新株予約権の行使条件に準じて決定する。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部又は一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。
当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合。

第6回新株予約権（2021年3月25日開催の定時株主総会決議）

新株予約権の数（個）	300個を上限とする。ただし、当社取締役への新株予約権の割当数は、会社業績及び業務執行の状況・貢献度等を考慮し、30個を上限とする。
付与対象者の区分及び人数（名）	未定
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30,000株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）を上限とする。 なお、割当日以降、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率
新株予約権の行使時の払込金額（円）	未定（注）1
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日から2年を経過した日を始期として2021年2月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額	未定（注）1、2
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要する。任期満了による退任または定年退職の場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1．新株予約権の行使時の払込金額は次の通りであります。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に上記「新株予約権の目的となる株式の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次の通りであります。
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、割り当てる新株予約権の目的となる株式数に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使の条件
当該新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部又は一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。
当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年1月1日～ 2016年12月31日 (注)	13,600	2,463,600	2,128	303,237	2,128	89,237
2017年1月1日～ 2017年12月31日 (注)	4,800	2,468,400	751	303,988	751	89,988
2018年1月1日～ 2018年12月31日 (注)	4,800	2,473,200	751	304,739	751	90,739
2019年1月1日～ 2019年12月31日 (注)	14,400	2,487,600	2,253	306,993	2,253	92,993
2020年1月1日～ 2020年12月31日 (注)	32,000	2,519,600	5,008	312,001	5,008	98,001

(注) 新株予約権の行使によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	18	17	17	14	1,630	1,699	-
所有株式数(単元)	-	5,414	2,441	1,610	3,207	280	12,238	25,190	600
所有株式数の割合(%)	-	21.49	9.69	6.39	12.73	1.11	48.59	100.00	-

(注) 自己株式291株は「個人その他」に、2単元及び「単元未満株式の状況」に91株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲11号)	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	502,000	19.93
ヴァンタークルーズヘルスサービスインク(常任代理人 今津 邦博)	1ST FLOOR, KINGS COURT, BAY STREET PO BOX N-3944, NASSAU, BAHAMAS (東京都台東区)	294,400	11.69
安全サポート株式会社	東京都港区西新橋1丁目2番9号 日比谷セントラルビル8F	124,000	4.92
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	111,300	4.42
氷鮑健一郎	東京都新宿区	56,500	2.24
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	55,400	2.20
飯田啓三	大阪府和泉市	40,000	1.59
舞原満博	京都府京都市西京区	30,500	1.21
大谷浩之	和歌山県和歌山市	24,400	0.97
三井住友信託銀行株式会社(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	23,000	0.91
計	-	1,261,500	50.07

(注) 持株比率は自己株式(291株)を控除して計算しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,518,800	25,188	-
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	2,519,600	-	-
総株主の議決権	-	25,188	-

(注)「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式91株が含まれております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本エマージェンシー アシスタンス株式会社	東京都文京区小石 川一丁目21番14号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	31	29,605
当期間における取得自己株式	-	-

(注)1. 単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 当期間における取得自己株式には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	291	-	291	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

(1) 剰余金の配当等に関する基本方針

利益分配につきましては、当社は、株主のみならずへの利益還元を最も重要な課題のひとつと考えて経営にあたっております。従って、経営基盤の強化と長期的な事業発展のための内部留保の充実に留意しながらも、できる限り継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。また、自己株式の取得に関しましては、適切と判断した時期に実施することを検討しております。

(2) 配当について

当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は取締役会としております。

2020年度の期末配当につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による業績動向や財務リスクへの備えなどを総合的に勘案し、今後の業績回復に向けた財務基盤の安定化が急務であると考え、誠に遺憾ながら、無配とさせていただきます。可能な限り早期に復配できるよう努めてまいります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、サービス受益者、取引先、社員、社会など全ステークホルダー(利害関係者)から信頼を得ることが、企業価値の持続的向上につながると認識しております。そのためには、経営の効率性と透明性を確保し、健全性の高い組織を構築することが必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンス(企業統治)に対する取り組みが極めて重要だと考えております。従って、当社は、全ての役員及び従業員が当社の基本的な価値観や倫理観を共有するために「EAJ行動規範」を制定し、周知徹底を図っております。

また、経営の効率性を確保するために、事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織部門の効率的な運営及び責任体制の確立を図っております。

さらに、経営の透明性を確保するため、取締役の業務執行に対する監査等委員会による監督機能、法令や定款、及び当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実させ、迅速かつ適正な情報開示を実現可能にさせる諸施策を講じております。

今後も業績と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、全ステークホルダーの利益にかなう経営の実現と企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実を図って参ります。

企業統治の体制の概要と当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用し、以下の機関を設置しています。

(取締役会)

当社は、経営の効率性と透明性を高めることを目的として、取締役7名(うち3名は監査等委員である取締役)で取締役会を構成しております。その構成員は、議長を務める代表取締役社長 倉田潔、取締役副社長 ソル・エーデルスタイン、取締役 前川義和、取締役 吉井眞一、取締役監査等委員 土屋聡美、社外取締役監査等委員 勝田和行、社外取締役監査等委員 三宅秀夫となっております。取締役会は毎月一回定例取締役会を開催するとともに、迅速な意思決定を確保するために、必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催することにしております。

取締役会においては、法令や定款、及び当社諸規程類に基づき、経営方針の決定、経営に関する重要事項の決議と各取締役の職務執行状況報告を行い、これらを通じて各取締役の相互監視を行っています。

(監査等委員会)

当社は、経営の監視を客観的に行うことを目的として、社外取締役2名を含む3名の監査等委員(うち常勤監査等委員1名)で監査等委員会を構成しております。その構成員は、土屋聡美、勝田和行、三宅秀夫となっており、委員長は独立社外取締役である勝田和行が務めております。

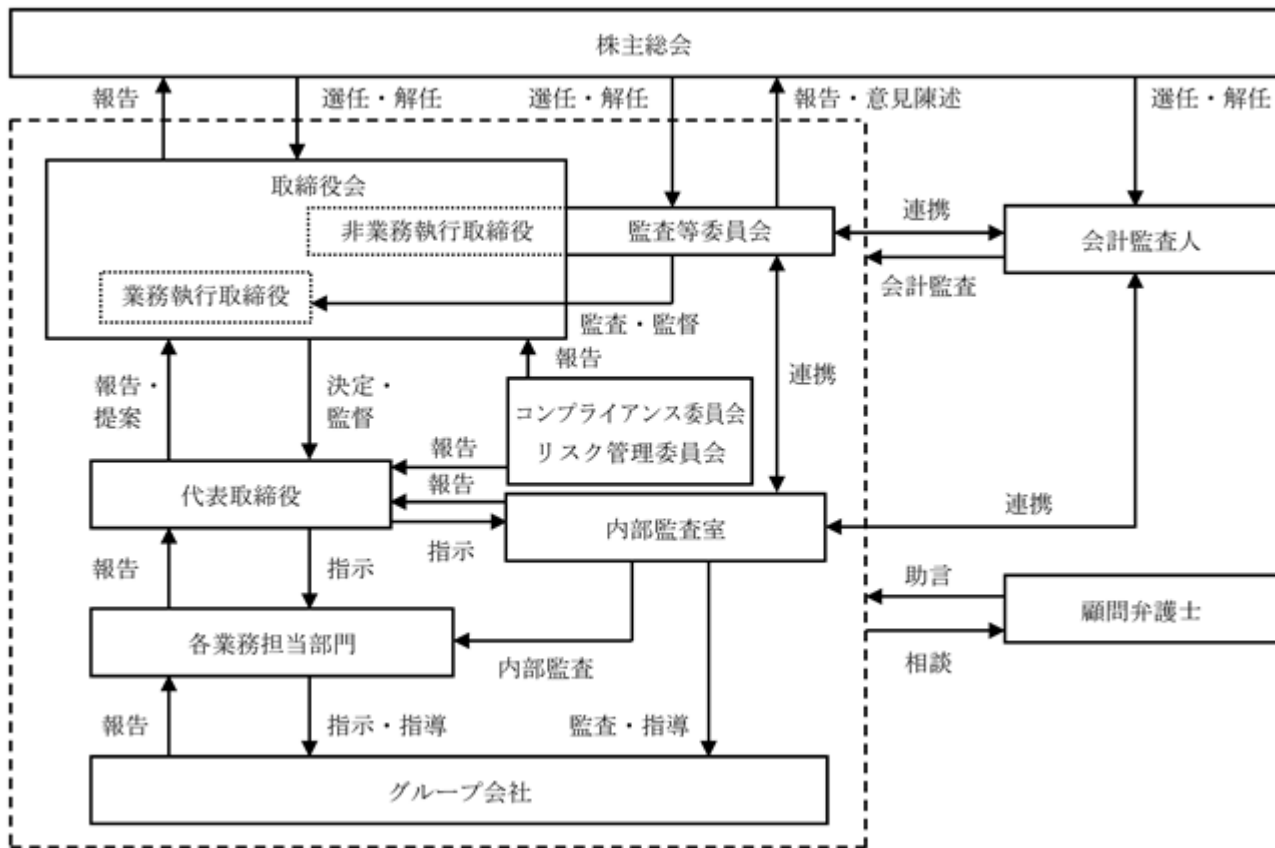
なお、土屋聡美は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の監査等委員による高度な情報収集力により、実効性の高い監査活動が可能となるからであります。

各監査等委員が取締役会に、常勤監査等委員がその他社内会議に出席するほか、各取締役や重要な使用人との面談、及び社内各部署の業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っています。

(会計監査人)

会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、公正な監査を受けております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は、以下のとおりです。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムについては、取締役会において内部統制の基本方針を決議しております。また、業務を適切かつ効率的に執行するために、社内諸規程により決裁者、決裁基準を明確に定めております。さらに、一部署で業務が完結することがなく、必ず複数部署の関与が生じ内部牽制が働く組織、業務分掌としております。

なお、内部統制システムの整備状況は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び社員、その他の従業員が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範を示した「EAJ行動規範」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行い、取締役及び使用人が一丸となって法令遵守の徹底や企業倫理の確立に努める。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社長を委員長とするリスク管理委員会においてコンプライアンスに関連する議題を取り上げて検討し、対応策を講じ、教育、啓蒙等必要な諸活動を推進する。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内相談・報告体制として、「内部通報制度運用規程」に基づく、内部通報制度を整備・運用する。業務執行部門から独立した内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに被監査組織へフィードバックする。

当社は、市民社会の秩序ならびに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わない。反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、管理部を担当部署とし、不当要求防止責任者を選任のうえ、所轄官庁及び関連団体と緊密に連携を図りながら、その排除に努めるとともに、組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底する。

当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築を行う。その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備し、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議・決裁規程」に基づいて決定した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書及び電磁的記録管理規程」に基づき、保存・管理する。

当社は、情報セキュリティに関する基本方針及び諸規定の整備ならびにパソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理基本規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を整備、構築する。

「リスク管理基本規程」に基づき、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、適切なリスク管理を推進する。

不測の事態が発生したときは、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる努力をする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、年度予算を策定し、全社的な目標及び各組織の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、取締役会で報告し、以後の活動に反映して効率的な職務執行を目指す。

また、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督などを行う。また、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する取締役及び組織長を招集し、意思決定会議を行う。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社管理規程」を定め、同規程に基づき当社グループの事業運営を実施するものとし、当社の取締役と子会社の取締役との間で、定期的に会合を行う。また子会社は同規程に定める重要事項について当社の承認を受けるとともに、同規程に定める経営状況、経営指標等の報告を行うものとする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスク管理基本規程」に基づき、子会社のリスク管理体制を構築させ、適宜報告を受けるとする。

また、子会社において損失リスクが顕在化した場合には、「子会社管理規程」に従い速やかに当社に報告し、当社及び当該子会社間で対策を協議・実施することで損失の拡大を防止する。

(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は当社グループを対象とした年度予算を策定し、当社グループの目標及び各子会社の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、子会社の取締役が参加する組織長会議で報告し、以後の活動に反映して子会社の効率的な職務執行を目指す。

また、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する当社の取締役及び子会社の取締役を招集し、意思決定会議を行う。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

「EAJ行動規範」、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」を当社グループ全体に適用し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備・確立を推進する。

また、当社の内部監査室は、定期的に当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社社長に報告するとともに、被監査組織へフィードバックすることにより、当社グループ全体のコンプライアンス体制を強化していく。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、必要な使用人を配置する。

7. 前項の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに

監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助使用人は、監査等委員会の指示命令に従うものとする。

また当該補助使用人の人事異動・人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

8. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人ならびに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査等委員会に報告する。
当社グループは、監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内に周知徹底する。
内部監査室は、監査の結果を随時、適切な方法により監査等委員会に報告する。
内部通報窓口への通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、通報状況とその処理の状況は定期的に監査等委員会に報告する。
内部通報窓口への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が希望する場合には、速やかに監査等委員会に報告する。
9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、さまざまな機会をとらえて、当社グループの取締役、使用人の監査等委員会監査に対する理解を深めさせ、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
当社社長は、監査等委員会との定期的な意見交換会を開催し、監査等委員会が意見または情報の交換ができる体制とする。
内部監査人は、監査等委員会との連絡会議を定期的または必要に応じて開催し、取締役及び使用人の業務の適法性、妥当性について監査等委員会が報告を受けられる体制とする。
当社は、監査等委員会が会計監査人と円滑に提携できる体制づくりに向けて必要な施策を実施する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスクとは、法務リスク、労務リスク、財務リスク、自然災害リスク、情報システムリスク等のうち、会社経営に重大な影響を及ぼすものと定義しております。当社は、リスク管理基本規程を制定し、また、事業活動にかかるリスクの把握、評価、分析、対処方法の検討を行い、それを文書化しております。

リスクに関して、全社的な立場で的確に管理するとともに、リスクが具体化したときにおいては、迅速な意思決定を行的確な対応を行うために、社長直属の組織として、リスク管理を統括するリスク管理委員会を設けております。リスク管理委員会は、社長を委員長とし、全常勤取締役及び組織長を委員として構成し、リスクに対する日常的な体制及び緊急時における対応策を講じる体制にしております。

また、当社は、弁護士、社会保険労務士、税理士と顧問契約を締結することにより、重要な法的判断、労務判断、税務判断及びコンプライアンスに関する事項について、必要に応じて指導、助言を受ける体制を整えております。

c. コンプライアンス体制の整備の状況

当社におけるコンプライアンスとは、法令、当社の規程類管理規程に定める規程類及び倫理、社会規範等のルールに従って行動していくことと定義しております。

当社は、公正かつ誠実な企業活動を推進し企業の社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程を制定するとともに、コンプライアンスを経営の最重要課題としており、社内体制の整備や社内教育をはじめとしたコンプライアンス体制強化のため、社長直属の組織として、コンプライアンス委員会を設けております。コンプライアンス委員会は、社長を委員長とし、全常勤取締役及び組織長を委員として構成しております。

また、コンプライアンス違反及びその可能性がある事案に接した従業員等が、その情報をコンプライアンス相談窓口へ直接提供することができる内部通報制度を設けております。

d. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務の適正を確保するため、取締役会において定めた内部統制システムの基本方針に基づき、経営状況等の報告の体制、効率的な職務執行の体制、リスク管理体制及びコンプライアンス体制を構築しております。

e．取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を定款に設けております。また、当社は、当該定款規定に基づき、監査等委員である取締役との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

f．会計監査人との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を定款に設けております。また、当社は、当該定款規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

g．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会の特別決議における定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

h．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

i．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

j．株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

イ．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるよう、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ロ．剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項の各号に掲げる事項について法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な株主還元の実施を可能にすることを目的とするものであります。

ハ．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長 国際医療事業部担当 グローバル・サポート事業部 担当 ネットワーク部担当 営業部管掌 営業開発部管掌	倉田 潔	1954年8月7日生	1981年11月 山一証券株式会社入社 1988年2月 UBS証券株式会社入社 機関投資家営業部長 1990年8月 JPモルガン証券株式会社入社 機関投資家営業部本部長 1994年11月 ドレスナー・クラインオートベンソン証券会社入社 国内営業本部長 1998年10月 ビー・エヌ・ピー投信株式会社(現BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社)入社 マネジング・ディレクター 2011年8月 同社 代表取締役就任 2014年8月 同社 営業本部顧問 2015年10月 当社入社 管理部担当部長 2017年3月 当社 取締役就任、営業部担当、RMS部担当、クレームアドミニストレーション部担当 2017年8月 当社 取締役副社長就任 2018年2月 当社 国際医療事業部担当(現任) 2018年10月 当社 代表取締役社長就任(現任)、EJUS(注4)取締役就任(現任)、EJS(注5)取締役就任(現任)、EJC(注6)董事長就任(現任)、EJT(注7)取締役就任(現任)、EJCA(注8)取締役就任(現任) 2019年3月 当社 グローバル・サポート事業部担当(現任) 2019年7月 当社 営業開発部担当 2020年3月 当社 ネットワーク部担当(現任) 2021年1月 営業部管掌(現任)、営業開発部管掌(現任)	注9	-
取締役 副社長 RMS部担当 海外センター担当	ソル・エーデル スタイン (Sol Edelstein)	1946年7月6日生	1973年9月 ビッツバーグ大学メッドセンター勤務 1981年9月 ジョージワシントン大学医学部教授就任(現任) 1993年1月 World Access, Inc.(現 Allianz Global Assistance) 代表取締役就任 2000年4月 Vanter Ventures Inc.(現Vanter Cruise Health Services, Inc.) CEO就任(現任) 2003年1月 当社 代表取締役就任 2003年10月 当社 代表取締役辞任 当社 取締役就任 2005年7月 EJUS(注4)取締役就任 2015年4月 EJUS(注4)代表取締役就任(現任) 2016年3月 国際戦略担当 2018年5月 EJCA(注8)取締役就任(現任) 2020年3月 当社取締役副社長就任(現任)、RMS部担当(現任)、海外センター担当(現任)	注9	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 総務人事部担当 経理部担当 企画部担当 医療事業部担当 国際プロジェクト事業部担当 IR室担当	前川 義和	1945年4月21日生	1969年7月 大阪ガス株式会社入社 2001年6月 株式会社ガスアンドパワーインベストメント(現 Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社)取締役就任 2004年6月 同社 常務取締役就任 2005年7月 株式会社コーディネイツ大阪 顧問 2009年12月 当社入社 顧問 2010年3月 当社 常勤監査役就任 2013年3月 当社 常務取締役就任、管理部担当 2014年3月 当社 IR室長 2016年3月 当社 取締役副社長就任 2017年8月 当社 医療事業部長 2018年8月 当社 総務人事部担当(現任)、経理企画部担当、情報システム部担当 2018年10月 当社 医療事業部担当(現任)、EJC(注6) 董事就任(現任) 2019年3月 当社 代表取締役副社長就任、IR室担当(現任) 2020年3月 当社 取締役就任(現任)、国際プロジェクト事業部担当(現任) 2020年4月 経理部担当(現任)、企画部担当(現任)	注9	19,200
取締役 CRMソリューション部担当 インシュアランスクレームアシスタンス部担当 クレームアドミニストレーション部担当 情報システム部担当 CRMソリューション部長 クレームアドミニストレーション部長	吉井 真一	1969年7月9日生	2003年2月 当社入社 メディカルオペレーション部 2006年7月 当社 クレームアドミニストレーション部長 2012年4月 当社 内部統制室長 2013年4月 当社 管理部長 2018年8月 当社 CRMソリューション部長(現任) 2019年3月 当社 取締役就任(現任)、CRMソリューション部担当(現任)、インシュアランスクレームアシスタンス部担当(現任) 2019年7月 当社 クレームアドミニストレーション部長(現任) 2020年3月 当社 クレームアドミニストレーション部担当(現任) 2021年1月 当社 情報システム部担当(現任)	注9	4,300
取締役 (監査等委員)	土屋 聡美	1963年5月8日生	2000年2月 World Access, Inc.入社 2005年2月 当社入社 ロンドンセンターMGR 2008年4月 当社 オペレーション本部 アシスタンスオペレーション部長 2009年3月 当社 アシスタンス本部長、CRMソリューション部長 2012年4月 当社 アシスタンス本部長、クレームアドミニストレーション部長 2013年3月 当社 クレームアドミニストレーション部長 2019年3月 当社 取締役(常勤監査等委員)就任(現任)	注10	9,600
取締役 (監査等委員)	勝田 和行 (注1)	1945年4月12日生	1969年3月 日本生命保険相互会社入社 2000年7月 同社 常勤監査役就任 2001年6月 ニッセイ同和損害保険株式会社(現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 監査役就任 2004年6月 同社 常務取締役就任 2008年6月 ニッセイ・ビジネス・サービス株式会社 代表取締役副社長就任 2010年3月 当社 監査役就任 2016年3月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	注10	9,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	三宅 秀夫 (注1)	1953年1月21日生	1980年9月 公認会計士登録 プライスウォーターハウス(現 プライスウォーターハウスコーパス)入所 1994年7月 青山監査法人代表社員 1995年8月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 代表社員 2007年11月 三宅秀夫公認会計士事務所 所長(現任) 株式会社マネジメントエンジン・ジャパン 代表取締役就任(現任) 2010年3月 当社 監査役就任 2016年3月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	注10	8,000
計					50,700

(注) 1. 取締役勝田和行氏、三宅秀夫氏は、社外取締役であります。

2. 監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 勝田和行、委員 土屋聡美、委員 三宅秀夫

3. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員2名を選出しております。補欠監査等委員の略歴は以下のとおりであります。

(氏名) (生年月日) (略歴) (所有株式数)

久保公雄 1943年3月12日 1965年4月 大阪ガス株式会社入社 3,200株
1992年10月 オージー警備防災株式会社(現 大阪ガスセキュリティサービス株式会社) 代表取締役専務就任
2000年6月 同社 代表取締役社長就任
2004年6月 株式会社オージーキャピタル監査役就任
2008年10月 当社内部監査室長
2010年10月 当社顧問

岡野秀章 1969年5月19日 1993年10月 監査法人トーマツ入所 200株
(現 有限責任監査法人トーマツ)
1998年8月 大阪ガス株式会社入社
2008年7月 岡野公認会計士事務所開設(現任)
2008年12月 SHO-BI株式会社(現 粧美堂株式会社) 監査役
2015年12月 SHO-BI株式会社(現 粧美堂株式会社) 取締役(監査等委員)(現任)

4. EJUSの正式名称はEmergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.であります。

5. EJSの正式名称はEmergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.であります。

6. EJCの正式名称是北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司であります。

7. EJTの正式名称はEmergency Assistance Thailand Co., Ltd.であります。

8. EJCAの正式名称はEAJ Assistance Services Canada, Inc.であります。

9. 2021年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

10. 2020年3月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名(うち、監査等委員である取締役は2名)であります。

勝田和行氏は、日本生命保険相互会社及びニッセイ同和損害保険株式会社にて監査役を経験しております。また、公益社団法人日本監査役協会にて常任理事を務めた経歴を持っているため、第三者としての立場から取締役の業務執行を適切に監視することを期待でき、またコンプライアンス遵守にも寄与するものと判断しております。

三宅秀夫氏は、公認会計士として専門的な会計知識、経験を持っており、主に会計面における監査に寄与することを十分に期待できると判断しております。

勝田和行氏は当社株式9,600株、三宅秀夫氏は当社株式8,000株所有しておりますが、それ以外に当社と社外取締役との人的関係、資本的関係、取引関係、及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行

できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。なお、両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会やその他の重要な会議へ出席し、それぞれの見地から必要に応じ適宜発言を行うことにより、業務執行の監督を行っております。また、内部監査室や会計監査人と情報交換を行い、監査の充実に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、社外取締役の勝田和行氏が委員長に選定されております。監査等委員は、監査等委員会で定める監査方針、監査計画及び分担に従い、各監査等委員が取締役に出席し、常勤監査等委員が重要な社内会議に出席するほか、主として常勤監査等委員が業務執行取締役や重要な使用人との面談等を通じて各事業部門の監査を行い、監査等委員会において監査結果の共有を図り、取締役の職務執行状況を監査しております。

監査等委員会は、内部監査室から内部監査の状況に関して報告を受けるとともに、監査法人と会計監査の実施状況について意見交換を行うことにより、コンプライアンスやリスク管理を含む内部統制システムの運用状況の監査を行い、監査の実効性の確保に努めております。

なお、監査等委員 三宅秀夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度における個々の監査等委員の出席状況は、次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数	出席率
監査等委員	土屋聡美	14回	14回	100%
監査等委員（社外取締役）	勝田和行	14回	14回	100%
監査等委員（社外取締役）	三宅秀夫	14回	14回	100%

監査等委員会における主な検討事項として、監査計画策定、監査報告書作成、四半期及び年度決算監査、取締役の職務執行状況の監査、コンプライアンスやリスク管理を含む内部統制システムの運用状況の監査、会計監査人の評価及び選解任等に関する議案内容の決定と監査報酬の同意、監査等委員である取締役の選任に関する議案への同意等があります。

常勤監査等委員の主な活動として、業務執行取締役から事業・業務の遂行状況についての意見聴取、内部監査部門における監査実施状況等についての情報収集、会計監査人との意見交換及び情報収集、その他必要に応じて関係部門からの情報収集を行い、監査等委員会に報告し、監査等委員全員の認識共有を図っております。

内部監査の状況

内部監査部門として、内部監査室（人員は1名）を設置しております。海外子会社を含む全部門を対象に会計監査及び業務監査を実施しており、内部統制の有効性や業務の執行状況について、諸規程類の遵守状況やコンプライアンスの面から監査を行っております。監査結果の報告を社長に行いますが、内部監査の過程で発見された課題で、該当部署に社長から改善指示がなされた場合には、フォローアップ監査の実施により、改善状況の確認を随時行っております。

内部監査室と常勤監査等委員は監査にかかる諸情報の情報交換を日常的に実施しており、また、内部監査室、常勤監査等委員及び会計監査人は定期的な情報交換の機会を持ち、相互連携を図ることで、監査の充実に努めております。これらの情報についても、常勤監査等委員から監査等委員会に報告し、情報の共有化を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

11年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 田中 淳一

指定有限責任社員 業務執行社員 大谷 はるみ

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名 会計士試験合格者等1名 その他2名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（改訂版）に基づいて、監査法人の選定をしております。

監査法人の選定に際しては、監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の合理性等を総合的に判断して決定いたします。当社の現監査法人である有限責任 あずさ監査法人は、世界的なネットワークを有するKPMGのメンバーファームであり、当社の選定方針に沿っていることから、同法人を選定しております。

監査等委員会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（改訂版）に基づいて監査法人の品質管理体制、監査チームの独立性、監査等委員会とのコミュニケーション等について評価を行い、同法人による会計監査は適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	16,800	-	18,400	-
連結子会社	-	-	-	-
計	16,800	-	18,400	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a. を除く）

（前連結会計年度）

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMG税理士法人に対して、税務関連業務に基づく報酬として800千円を支払っております。

（当連結会計年度）

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMG税理士法人に対して、税務関連業務に基づく報酬として800千円を支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社グループの規模や特性等に照らして監査計画（監査範囲・所要日数等）の妥当性を検討し、双方協議の上でその都度報酬を決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、監査等委員でない取締役の報酬等について、2021年2月12日開催の取締役会において、次のとおり、報酬等の内容（報酬等の額又はその算定方法を含む。）に係る決定方針を定めております。

- a. 当社の取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等としてのストックオプションにより構成される。なお、その割合については、役位、職責等を踏まえて、適宜、取締役会にて決定する。
- b. 基本報酬は、月例の固定報酬のみとし、その額は、2016年3月25日開催の第13回定時株主総会の決議により承認された年額150,000千円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）の報酬限度額の範囲内で、役位、職責、在任年数、当社の業績、財務状況及び従業員給与の水準をも考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。
- c. 取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主利益の向上を図ることを目的として、業務執行を担う取締役に対し、ストックオプションを付与する。なお、ストックオプションは、当社の業績、社会情勢等を勘案して、都度、株主総会の決議を経た上で付与するものとし、付与する個数は、役位、職責、在任年数、当社の業績、財務状況及び従業員に対して付与する水準をも考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。
- d. 当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及びストックオプションの個数の決定とする。社外取締役を含む取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、適宜監督するものとする。

なお、監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、2016年3月25日開催の第13回定時株主総会の決議により承認された年額50,000千円以内の報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額(千円)		対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	ストックオプション	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	38,860	37,740	1,120	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	9,462	9,462	-	1
社外役員	3,420	3,420	-	2

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の上記人員には無報酬の取締役1名は含めておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の上記人員には2020年3月26日開催の第17回定時株主総会をもって退任した取締役1名を含めております。
3. スtockオプションは、会計基準に従い当事業年度において費用計上した金額です。従って、金銭として支給された報酬等ではなく、また、金銭の支給が保証された報酬等でもありません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人分給のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適時・適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため監査法人等が主催する研修会への参加並びに会計専門書の購読を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,112,704	1,625,993
売掛金	192,788	104,692
仕掛品	77,200	60,087
立替金	713,205	435,108
その他	222,239	159,150
貸倒引当金	2,315	2,392
流動資産合計	2,315,822	2,382,639
固定資産		
有形固定資産		
建物	113,329	111,116
減価償却累計額	53,059	67,623
建物(純額)	60,270	43,492
器具及び備品	286,934	278,769
減価償却累計額	187,901	207,341
器具及び備品(純額)	99,033	71,428
その他	453	-
有形固定資産合計	159,756	114,921
無形固定資産		
ソフトウェア	80,457	59,248
その他	-	770
無形固定資産合計	80,457	60,018
投資その他の資産		
長期貸付金	33,550	29,609
その他	57,498	56,572
投資その他の資産合計	91,048	86,182
固定資産合計	331,262	261,122
資産合計	2,647,085	2,643,761
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,260	5,805
短期借入金	1,860,000	1,996,726
1年内返済予定の長期借入金	23,592	23,592
未払金	97,032	43,452
未払法人税等	6,736	1,704
前受収益	337,735	283,024
前受金	230,264	98,732
預り金	35,059	186,335
その他	92,103	78,688
流動負債合計	1,691,783	1,718,062
固定負債		
長期借入金	59,530	39,787
繰延税金負債	10,206	10,635
その他	8,834	8,745
固定負債合計	78,571	59,168
負債合計	1,770,355	1,777,230

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	306,993	312,001
資本剰余金	196,469	201,477
利益剰余金	331,410	318,702
自己株式	296	326
株主資本合計	834,575	831,853
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	18,592	9,994
その他の包括利益累計額合計	18,592	9,994
新株予約権	23,561	24,682
純資産合計	876,730	866,530
負債純資産合計	2,647,085	2,643,761

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	2,958,897	2,251,279
売上原価	2,286,065	3 1,777,027
売上総利益	672,831	474,252
販売費及び一般管理費	1 579,319	1, 3 456,890
営業利益	93,512	17,362
営業外収益		
受取利息	2,008	1,433
助成金収入	101	1,615
その他	4,461	2,914
営業外収益合計	6,571	5,964
営業外費用		
支払利息	3,686	4,756
為替差損	3,044	13,194
その他	167	3,512
営業外費用合計	6,898	21,462
経常利益	93,184	1,863
特別損失		
固定資産除却損	2 2,437	2 790
特別損失合計	2,437	790
税金等調整前当期純利益	90,747	1,072
法人税、住民税及び事業税	25,003	816
法人税等調整額	3,167	527
法人税等合計	28,170	1,344
当期純利益又は当期純損失()	62,576	271
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失()	62,576	271

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	62,576	271
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,076	8,598
その他の包括利益合計	1 1,076	1 8,598
包括利益	61,499	8,869
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	61,499	8,869

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	304,739	194,215	281,198	199	779,954
当期変動額					
新株の発行	2,253	2,253			4,507
剰余金の配当			12,364		12,364
親会社株主に帰属する当期純利益			62,576		62,576
自己株式の取得				97	97
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,253	2,253	50,211	97	54,621
当期末残高	306,993	196,469	331,410	296	834,575

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	19,669	19,669	20,866	820,489
当期変動額				
新株の発行				4,507
剰余金の配当				12,364
親会社株主に帰属する当期純利益				62,576
自己株式の取得				97
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,076	1,076	2,695	1,619
当期変動額合計	1,076	1,076	2,695	56,240
当期末残高	18,592	18,592	23,561	876,730

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	306,993	196,469	331,410	296	834,575
当期変動額					
新株の発行	5,008	5,008			10,016
剰余金の配当			12,436		12,436
親会社株主に帰属する当期純損失()			271		271
自己株式の取得				29	29
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	5,008	5,008	12,708	29	2,721
当期末残高	312,001	201,477	318,702	326	831,853

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	18,592	18,592	23,561	876,730
当期変動額				
新株の発行				10,016
剰余金の配当				12,436
親会社株主に帰属する当期純損失()				271
自己株式の取得				29
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8,598	8,598	1,120	7,477
当期変動額合計	8,598	8,598	1,120	10,199
当期末残高	9,994	9,994	24,682	866,530

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	90,747	1,072
減価償却費	81,149	77,125
株式報酬費用	2,695	1,120
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,386	76
為替差損益(は益)	360	7,546
固定資産除却損	2,264	790
売上債権の増減額(は増加)	43,692	86,186
仕掛品の増減額(は増加)	46,862	17,112
立替金の増減額(は増加)	68,562	277,771
前払金の増減額(は増加)	71,674	70,976
未収入金の増減額(は増加)	15,520	19,299
仕入債務の増減額(は減少)	3,203	3,458
未払金の増減額(は減少)	366	52,085
未払消費税等の増減額(は減少)	11,216	10,789
前受収益の増減額(は減少)	56,574	54,717
前受金の増減額(は減少)	15,230	131,523
預り金の増減額(は減少)	282	139,839
受取利息	2,008	1,433
支払利息	3,686	4,756
その他	20,398	49,167
小計	32,915	422,077
利息及び配当金の受取額	1,987	1,414
利息の支払額	3,682	4,884
法人税等の還付額	-	2,336
法人税等の支払額	69,353	16,142
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,133	404,801
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	86	20,254
定期預金の払戻による収入	49,020	13,683
有形固定資産の取得による支出	71,671	5,389
無形固定資産の取得による支出	25,459	10,700
敷金及び保証金の差入による支出	2,206	1,953
敷金及び保証金の回収による収入	1,149	134
貸付けによる支出	37,650	-
貸付金の回収による収入	2,200	22,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	84,704	2,279
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	280,000	137,200
長期借入れによる収入	60,000	4,756
長期借入金の返済による支出	16,298	24,592
株式の発行による収入	4,507	10,016
自己株式の取得による支出	97	29
配当金の支払額	12,263	12,347
財務活動によるキャッシュ・フロー	315,848	115,003
現金及び現金同等物に係る換算差額	957	11,699
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	192,052	505,826
現金及び現金同等物の期首残高	882,537	1,074,590
現金及び現金同等物の期末残高	1,074,590	1,580,416

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.

Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.

北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司

Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.

Emergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.

EAJ Assistance Services Canada, Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社グループは定率法を採用し、一部の在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

器具及び備品 2～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については社内基準に従い、回収不能見込額を計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき事項がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「預り金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた127,162千円は、「預り金」35,059千円、「その他」92,103千円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた4,562千円は、「助成金収入」101千円、「その他」4,461千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、全世界的にワクチンの効果が発現することで新型コロナウイルス感染症拡大の影響は翌連結会計年度の期中から徐々に収束し、回復に向かうものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性の判断や固定資産の減損損失の判定等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 当社において、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。
当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額	1,600,000千円	1,800,000千円
借入実行残高	860,000	980,000
差引額	740,000	820,000

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	71,063千円	55,092千円
給料手当	191,231	167,896
貸倒引当金繰入額	1,560	369

- 2 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
建物	1,701千円	790千円
器具及び備品	736	0
計	2,437	790

- 3 助成金収入に関して、売上原価及び、販売費及び一般管理費から控除している金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上原価	- 千円	155,049千円
販売費及び一般管理費	-	25,133

(連結包括利益計算書関係)

- 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,062千円	8,601千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	1,062	8,601
税効果額	14	3
為替換算調整勘定	1,076	8,598
その他の包括利益合計	1,076	8,598

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	2,473,200	14,400	-	2,487,600
合計	2,473,200	14,400	-	2,487,600
自己株式				
普通株式(注)2	211	49	-	260
合計	211	49	-	260

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加14,400株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加49株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	23,561
	合計	-	-	-	-	-	23,561

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年2月26日 取締役会	普通株式	12,364千円	5円	2018年12月31日	2019年3月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年2月25日 取締役会	普通株式	12,436千円	利益剰余金	5円	2019年12月31日	2020年3月27日

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	2,487,600	32,000	-	2,519,600
合計	2,487,600	32,000	-	2,519,600
自己株式				
普通株式（注）2	260	31	-	291
合計	260	31	-	291

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加32,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加31株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	24,682
	合計	-	-	-	-	-	24,682

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年2月25日 取締役会	普通株式	12,436千円	5円	2019年12月31日	2020年3月27日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）	当連結会計年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
現金及び預金勘定	1,112,704千円	1,625,993千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	38,114	45,576
現金及び現金同等物	1,074,590	1,580,416

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの所要資金調達は、大きく分けて運転資金及び設備投資資金の調達となっております。運転資金は自己資金、短期借入金及び長期借入金で賄っております。また、設備投資資金として、自己資金の充たに加え、長期借入金による調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び立替金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行う事で生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

また、海外で事業を行う事で生じる外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後約4年であります。これらについては変動及び固定金利による調達を行っておりますが、その時々の変動によるリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、債権管理規程に従い、取引先毎に取引開始時における与信調査、期日管理及び残高管理を継続的に行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、一部固定金利による調達を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また流動性リスクの備えとして、銀行群と当座貸越契約を締結しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、70%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,112,704	1,112,704	-
(2) 売掛金	192,788	192,788	-
(3) 立替金	713,205	713,205	-
(4) 長期貸付金	35,750	35,691	58
資産計	2,054,448	2,054,389	58
(1) 買掛金	9,260	9,260	-
(2) 短期借入金	860,000	860,000	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	23,592	23,592	-
(4) 未払金	97,032	97,032	-
(5) 未払法人税等	6,736	6,736	-
(6) 長期借入金	59,530	59,137	392
負債計	1,056,151	1,055,758	392

当連結会計年度（2020年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,625,993	1,625,993	-
(2) 売掛金	104,692	104,692	-
(3) 立替金	435,108	435,108	-
(4) 長期貸付金	32,599	31,841	758
資産計	2,198,393	2,197,635	758
(1) 買掛金	5,805	5,805	-
(2) 短期借入金	996,726	996,726	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	23,592	23,592	-
(4) 未払金	43,452	43,452	-
(5) 未払法人税等	1,704	1,704	-
(6) 長期借入金	39,787	39,596	191
負債計	1,111,069	1,110,878	191

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 立替金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金

元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期貸付金には流動資産のその他に含まれる1年内回収予定の長期貸付金も含まれております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,112,704	-	-	-
売掛金	192,788	-	-	-
立替金	713,205	-	-	-
長期貸付金	2,200	20,233	13,316	-
合計	2,020,898	20,233	13,316	-

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,625,993	-	-	-
売掛金	104,692	-	-	-
立替金	435,108	-	-	-
長期貸付金	2,990	22,434	7,175	-
合計	2,168,784	22,434	7,175	-

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	860,000	-	-	-	-	-
長期借入金	23,592	23,592	14,938	12,000	9,000	-
合計	883,592	23,592	14,938	12,000	9,000	-

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	996,726	-	-	-	-	-
長期借入金	23,592	19,787	12,000	8,000	-	-
合計	1,020,318	19,787	12,000	8,000	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
販売費及び一般管理費	2,695	1,120

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 4名 当社従業員 57名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 13名	当社取締役 1名 当社従業員 15名 当社子会社従業員 12名	当社取締役 1名 当社従業員 9名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 145,600株	普通株式 30,400株	普通株式 24,000株	普通株式 10,000株
付与日	2010年12月31日	2011年10月17日	2015年8月17日	2018年5月21日
権利確定条件	付与日(2010年12月31日)以降、権利確定日(2012年12月31日)まで継続して勤務していること。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。	付与日(2011年10月17日)以降、権利確定日(2013年10月17日)まで継続して勤務していること。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。	付与日(2015年8月17日)以降、権利確定日(2017年8月17日)まで継続して勤務していること。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。	付与日(2018年5月21日)以降、権利確定日(2020年5月21日)まで継続して勤務していること。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
対象勤務期間	自2010年12月31日 至2012年12月31日	自2011年10月17日 至2013年10月17日	自2015年8月17日 至2017年8月17日	自2018年5月21日 至2020年5月21日
権利行使期間	自2013年1月1日 至2020年10月31日	自2013年10月18日 至2020年10月31日	自2017年8月18日 至2025年2月28日	自2020年5月22日 至2028年2月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2012年3月23日付株式分割(1株につき400株の割合)及び2015年9月1日付(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	10,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	10,000
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	36,000	4,000	21,600	-
権利確定	-	-	-	10,000
権利行使	28,000	4,000	-	-
失効	8,000	-	-	-
未行使残	-	-	21,600	10,000

(注) 2012年3月23日付株式分割(1株につき400株の割合)及び2015年9月1日付(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利行使価格 (注) (円)	313	313	1,370	1,043
行使時平均株価 (円)	916	900	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	831.5	672.17

(注) 2012年3月23日付株式分割(1株につき400株の割合)及び2015年9月1日付(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却費超過額	669千円	202千円
敷金償却費	4,858	5,247
貸倒引当金	709	732
貸倒損失	914	914
未払事業税	1,769	719
未払事業所税	1,098	996
仕掛品評価損	2,776	1,772
清算予定子会社の投資等	3,585	3,585
繰越欠損金	-	1,190
その他	2,539	3,003
繰延税金資産小計	18,922	18,363
評価性引当額	7,079	7,266
繰延税金資産合計	11,842	11,097
繰延税金負債		
海外子会社の減価償却費	3,741	2,914
海外子会社の留保利益	17,421	17,935
為替換算調整勘定	885	882
繰延税金負債合計	22,048	21,732
繰延税金資産(負債)の純額	10,206	10,635

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	- %	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	15.0
住民税均等割	-	88.6
法人税等の繰戻還付による影響	-	8.1
評価性引当額の増減	-	17.4
国外所得に対する事業税相当額	-	50.2
外国税額差異	-	29.2
その他	-	2.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	125.3

(注) 前連結会計年度については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「医療アシスタンス事業」及び「ライフアシスタンス事業」の2つを報告セグメントとしております。

「医療アシスタンス事業」は損害保険会社からの受託若しくは自社直接提供により、自国外で旅行や出張中に病気や怪我をされたお客様が、不自由なく必要な医療を受けられるようにコーディネートする業務を主なものとしております。

「ライフアシスタンス事業」はクレジットカード会社からの受託業務として、カード会員に対する海外コンシェルジュサービスを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1、2、3	連結財務諸表 計上額 (注)4
	医療アシスタ ンス事業	ライフアシ スタンス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,394,160	564,737	2,958,897	-	2,958,897
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,394,160	564,737	2,958,897	-	2,958,897
セグメント利益	364,538	137,993	502,532	409,019	93,512
セグメント資産	1,555,078	28,746	1,583,824	1,063,260	2,647,085
その他の項目					
減価償却費	60,901	16,257	77,158	3,990	81,149
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	47,676	2,526	50,202	46,984	97,187

(注)1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社資産及び連結子会社との債権債務の相殺消去が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

3. その他の項目の減価償却費の調整額、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は全社資産に係るものであります。

4. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1、2、3	連結財務諸表 計上額 (注)4
	医療アシスタ ンス事業	ライフアシス タンス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,674,085	577,194	2,251,279	-	2,251,279
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,674,085	577,194	2,251,279	-	2,251,279
セグメント利益	62,738	274,500	337,238	319,876	17,362
セグメント資産	1,145,298	15,448	1,160,746	1,483,014	2,643,761
その他の項目					
減価償却費	57,380	15,386	72,766	4,359	77,125
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	13,631	-	13,631	1,314	14,946

(注)1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社資産及び連結子会社との債権債務の相殺消去が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。

3. その他の項目の減価償却費の調整額、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は全社資産に係るものであります。

4. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	タイ国	中国	米国	カナダ	その他	計
65,237	13,356	31,054	9,906	21,722	18,478	159,756

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
損害保険ジャパン株式会社(注)	1,383,130	医療アシスタンス事業及びライフアシスタンス事業
American Express International Inc.	362,953	ライフアシスタンス事業

(注) 損害保険ジャパン株式会社の企業集団に属するEndurance Services Limitedへの売上高を集約して記載しております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	タイ国	中国	米国	カナダ	その他	計
48,564	10,504	19,052	6,795	16,899	13,105	114,921

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
損害保険ジャパン株式会社(注)	858,867	医療アシスタンス事業及びライフアシスタンス事業
American Express International Inc.	424,486	ライフアシスタンス事業

(注) 損害保険ジャパン株式会社の企業集団に属するEndurance Services Limitedへの売上高を集約して記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人) 及びその 近親者	吉田幸子	-	-	-	(被所有) 直接 1.0 間接 20.8	連帯保証	金銭消費 貸借契約 の連帯保 証	20,000	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引条件については、一般の取引と同様に決定しております。
2. 当社は主要株主である吉田幸子氏との間で、その近親者の債務について連帯保証契約を締結しておりません。なお、保証料の授受はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	343.00円	334.16円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	25.25円	0.11円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	24.81円	-円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	62,576	271
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	62,576	271
普通株式の期中平均株式数(株)	2,478,345	2,494,301
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	43,885	-
(うち新株予約権(株))	(43,885)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

(新株予約権の発行)

2021年2月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める議案を2021年3月25日開催の第18回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認されました。なお、ストックオプション制度の詳細については、「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	860,000	996,726	0.5	-
1年以内に返済予定の長期借入金	23,592	23,592	0.7	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	59,530	39,787	0.6	2022年 ~2024年
合計	943,122	1,060,106	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	19,787	12,000	8,000	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	851,744	1,328,770	1,791,482	2,251,279
税金等調整前四半期(当期)純利益(千円)	70,207	46,591	35,070	1,072
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	48,321	31,779	23,544	271
1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失()(円)	19.43	12.77	9.46	0.11

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	19.43	6.65	3.31	9.49

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	921,706	1,382,033
売掛金	1 195,176	1 103,431
仕掛品	77,200	60,087
立替金	712,186	431,575
前渡金	510	296
前払費用	51,138	50,681
その他	1 141,215	1 91,795
貸倒引当金	5,368	5,445
流動資産合計	2,093,765	2,114,455
固定資産		
有形固定資産		
建物	34,340	29,666
器具及び備品	43,489	28,578
有形固定資産合計	77,829	58,244
無形固定資産		
ソフトウェア	67,369	48,435
その他	-	770
無形固定資産合計	67,369	49,205
投資その他の資産		
関係会社株式	130,441	130,441
長期貸付金	15,400	13,200
繰延税金資産	10,350	9,617
その他	34,568	34,240
投資その他の資産合計	190,761	187,500
固定資産合計	335,961	294,950
資産合計	2,429,726	2,409,405

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,260	5,676
短期借入金	2 860,000	2 980,000
1年内返済予定の長期借入金	23,592	23,592
未払金	1 155,095	1 92,624
未払費用	35,302	25,602
未払法人税等	4,294	-
前受金	230,028	98,523
預り金	31,264	183,779
前受収益	337,666	282,582
関係会社事業損失引当金	1,305	1,068
その他	19,949	32,650
流動負債合計	1,707,759	1,726,099
固定負債		
長期借入金	59,530	34,938
固定負債合計	59,530	34,938
負債合計	1,767,289	1,761,037
純資産の部		
株主資本		
資本金	306,993	312,001
資本剰余金		
資本準備金	92,993	98,001
その他資本剰余金	103,476	103,476
資本剰余金合計	196,469	201,477
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	135,709	110,534
利益剰余金合計	135,709	110,534
自己株式	296	326
株主資本合計	638,874	623,686
新株予約権	23,561	24,682
純資産合計	662,436	648,368
負債純資産合計	2,429,726	2,409,405

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	1 2,919,393	2,233,526
売上原価	1 2,285,587	1, 4 1,780,060
売上総利益	633,805	453,466
販売費及び一般管理費	2 572,818	2, 4 452,419
営業利益	60,987	1,047
営業外収益		
受取利息	489	367
助成金収入	10	1,551
その他	1 48,667	2,568
営業外収益合計	49,167	4,487
営業外費用		
支払利息	3,686	4,756
為替差損	2,950	12,779
その他	74	3,331
営業外費用合計	6,711	20,867
経常利益又は経常損失()	103,442	15,331
特別利益		
その他	-	237
特別利益合計	-	237
特別損失		
固定資産除却損	3 2,164	3 790
関係会社事業損失引当金繰入額	1,305	-
その他	211	-
特別損失合計	3,681	790
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	99,761	15,885
法人税、住民税及び事業税	19,647	3,880
法人税等調整額	1,210	733
法人税等合計	20,858	3,146
当期純利益又は当期純損失()	78,903	12,738

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
.人件費	2	932,563	40.0	700,607	39.7
.経費		1,399,886	60.0	1,062,340	60.3
当期総費用		2,332,450	100.0	1,762,947	100.0
期首仕掛品たな卸高		30,337		77,200	
合計		2,362,787		1,840,148	
期末仕掛品たな卸高		77,200		60,087	
当期売上原価		2,285,587		1,780,060	

(注) 1 原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

2 主な内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
外注費(千円)	1,026,586	771,350

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	304,739	90,739	103,476	194,215	69,171	69,171	199	567,926	
当期変動額									
新株の発行	2,253	2,253		2,253				4,507	
剰余金の配当					12,364	12,364		12,364	
当期純利益					78,903	78,903		78,903	
自己株式の取得							97	97	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								-	
当期変動額合計	2,253	2,253	-	2,253	66,538	66,538	97	70,948	
当期末残高	306,993	92,993	103,476	196,469	135,709	135,709	296	638,874	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	20,866	588,792
当期変動額		
新株の発行		4,507
剰余金の配当		12,364
当期純利益		78,903
自己株式の取得		97
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,695	2,695
当期変動額合計	2,695	73,643
当期末残高	23,561	662,436

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	306,993	92,993	103,476	196,469	135,709	135,709	296	638,874
当期変動額								
新株の発行	5,008	5,008		5,008				10,016
剰余金の配当					12,436	12,436		12,436
当期純損失()					12,738	12,738		12,738
自己株式の取得							29	29
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	5,008	5,008	-	5,008	25,175	25,175	29	15,188
当期末残高	312,001	98,001	103,476	201,477	110,534	110,534	326	623,686

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	23,561	662,436
当期変動額		
新株の発行		10,016
剰余金の配当		12,436
当期純損失()		12,738
自己株式の取得		29
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,120	1,120
当期変動額合計	1,120	14,068
当期末残高	24,682	648,368

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については社内基準に従い、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取配当金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。また、前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取配当金」に表示していた46,679千円及び「その他」に表示していた1,997千円は、「助成金収入」10千円、「その他」48,667千円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りの注記については、連結財務諸表の注記事項(追加情報)に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	15,384千円	5,386千円
短期金銭債務	66,699	51,085

2 当社において、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額	1,600,000千円	1,800,000千円
借入実行残高	860,000	980,000
差引額	740,000	820,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	100千円	- 千円
業務委託費	718,717	561,337
営業取引以外の取引による取引高	46,676	-

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度2%、当事業年度0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度98%、当事業年度100%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	65,820千円	50,622千円
給料手当	191,040	167,896
法定福利費	38,266	34,834
支払報酬	23,896	28,352
減価償却費	4,912	5,424
外注費	52,125	42,291
貸倒引当金繰入額	1,560	369

- 3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
建物	1,578千円	790千円
器具及び備品	585	0
計	2,164	790

- 4 助成金収入に関して、売上原価及び、販売費及び一般管理費から控除している金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上原価	- 千円	120,190千円
販売費及び一般管理費	-	25,133

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は130,441千円、前事業年度の貸借対照表計上額は130,441千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	669千円	202千円
敷金償却費	4,858	5,247
貸倒引当金	1,644	1,667
貸倒損失	1,093	1,093
関係会社株式評価損	1,561	1,561
未払事業税	1,769	719
未払事業所税	1,098	996
関係会社事業損失引当金	399	327
仕掛品評価損	2,776	1,772
繰越欠損金	-	1,190
その他	1,557	2,105
繰延税金資産小計	17,430	16,883
評価性引当額	7,079	7,266
繰延税金資産合計	10,350	9,617

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.6%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	13.6	-
住民税均等割	1.0	-
株式報酬費用	0.8	-
評価性引当額の増減	0.3	-
国外所得に対する事業税相当額	0.9	-
その他	0.8	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.9	-

(注)当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)**(新株予約権の発行)**

2021年2月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める議案を2021年3月25日開催の第18回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認されました。なお、ストックオプション制度の詳細については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」に記載しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	34,340	414	790	4,298	29,666	35,722
	器具及び備品	43,489	1,314	0	16,225	28,578	106,324
	計	77,829	1,729	790	20,523	58,244	142,047
無形固定資産	ソフトウェア	67,369	10,000	-	28,934	48,435	251,116
	その他	-	4,895	4,125	-	770	-
	計	67,369	14,895	4,125	28,934	49,205	251,116

(注) 当期増加額のうち主なものは以下の通りであります。

無形固定資産

ソフトウェア 医療アシスタンス業務における基幹業務システム

10,000千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	5,368	5,445	5,368	5,445
関係会社事業損失引当金	1,305	1,068	1,305	1,068

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.emergency.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第17期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

2020年3月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

事業年度 第17期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

2020年3月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第18期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）2020年5月15日 関東財務局長に提出。

第18期第2四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月12日 関東財務局長に提出。

第18期第3四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月12日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書

2020年3月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に

基づく臨時報告書

2020年3月30日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年3月26日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 淳一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 はるみ

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社が2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月26日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 淳一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 はるみ

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。